

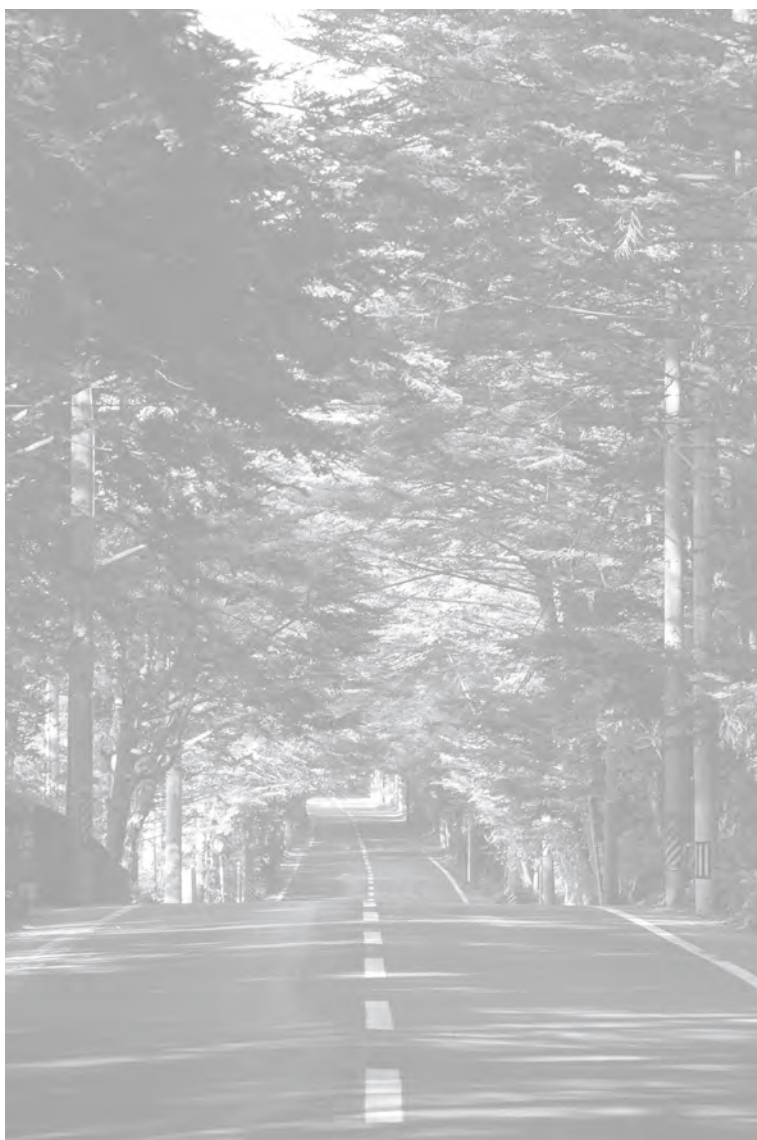
# 20年のあゆみ



# 創立20周年記念誌 20年のあゆみ

## <目 次>

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. 会長挨拶 .....   | 1  |
| 2. 寄 稿 .....    | 3  |
| 3. 沿 革 .....    | 13 |
| 4. 主要事業 .....   | 16 |
| 5. 資 料          |    |
| ・緑の安全推進協会 ..... | 30 |
| ・緑の安全管理士会 ..... | 33 |
| ・行政動向 .....     | 35 |



# 1. 会長挨拶

## 創立 20 周年を迎えるにあたって

公益社団法人 緑の安全推進協会 会長 吉村正機



（公社）緑の安全推進協会は、会員各位をはじめ、農林水産省、環境省、関係諸団体等多くの方々のご支援、ご協力に支えられ、創立 20 周年を迎えることができました。心から感謝を申し上げます。

農薬メーカー、販売業者、防除業者、ゴルフ場関係者などが、特定の立場を離れて結集し、農薬の適正使用の推進と、正しい知識の普及啓発を目的に、平成元年から任意団体として活動していた「緑の安全推進協会」と、同じような目的で緑地分野で活動していた「全日本緑地管理協議会」を発展的に解消して合体し、「社団法人緑の安全推進協会」として農林水産省から社団法人の認可を受けて、出発したのが平成 7 年 5 月 31 日でした。

以来、我が国農業をめぐる社会情勢が大きく変化する中で、当協会を取り巻く環境の変化も激しく、折々に対応を迫られてきました。

農薬の世界も、平成 14、15 年には農薬取締法の改正が行われ、農産物、環境への安全確保の強化、ポジティブリスト制の導入、農薬使用基準の遵守義務の強化等が行われました。このことは、当協会の創立以来の活動目標の重要性を再確認することにもなったわけですが、協会の活動に照らしてみると、時代の要請の大きさからいって、意あって力足らずの恨みが残ります。

それでも、創立以来、農薬の効率的かつ安全な使用を推進する農薬使用現場の専門家として「緑の安全管理士」の養成、認定、資質向上を行う事業に一貫して取り組み、現在 2,881 名の緑の安全管理士を擁するところまで来ました。資格を取得された管理士の皆さんは、農薬使用の前線で、適正使用の専門家、指導者として活躍されています。

一方、農薬に関する正しい知識の普及啓発を進めるため、全国各地で開かれる、農薬に関する勉強会への講師の無料派遣（年間 150 件程度）、農薬使用者や消費者を問わず、農薬に関する一般的な疑問に答える農薬電話相談窓口の常時開設（相談実績年間 300 件以上）や、ホームページの開設など、広報活動にも取り組んできました。また、緑地、ゴルフ場などにおける農薬使用に際し、必要な情報を網羅した「グリーン農薬総覧」を刊行し、関係者の間で、必携書として好評を博しております。

これらの活動を通じ、緑資源の維持増進、緑環境の向上という課題に、協会なりの寄与をしてきたと自負しております。

この 10 年の間に協会にとって、最も大きな出来事は、公益法人制度改革でした。協会の事業は、特定の立場に偏することなく、公平、客観的な立場で取り組むことが必須であり、そのことを社会的に公認されるという意味で、公益法人の認定を獲得することは、極めて重要と考えられました。協会の事業規模からすると、公益認定については、幾つかのハードルもありましたが、何とかク



りアーし、平成 25 年の 4 月 1 日に公益社団法人緑の安全推進協会として新たなスタートを切りました。取り組む事業内容には、それ以前に比べ、大きな変化はありませんが、一層の社会的責任と、使命感を持って、事業を進めてゆく必要があると考えています。

今後、我が国社会・農業は、さらなる変貌を遂げてゆくと考えられますが、農業生産の安定と生産性の向上、緑資源の涵養・保全にとって、農薬の適正使用の必要性は、ますます増大すると見込まれ、当協会の果たすべき役割も、さらに大きなものとなってゆくと確信します。20 周年を節目に、将来に向かって、時々の課題に適切に対処しつつ、前進を続けることを念願し、関係の皆様の一層のご支援、ご鞭撻をお願いして、挨拶といたします。



## 2. 寄稿

### 緑の安全推進協会 設立20周年によせて

農林水産省 消費・安全局植物防疫課 課長 大友哲也



このたび、公益社団法人 緑の安全推進協会が設立20周年を迎えられましたこと、ならびに記念誌「20年のあゆみ」の発行に対して、心よりお祝い申し上げます。

植物防疫は、病虫害の侵入・まん延を防止し、安定した農業生産、食の安全・安心を確保するという観点から、非常に重要な使命を担っているといえます。一方で、農作物の栽培体系の多様化や気候変動に伴う病虫害まん延リスクの増加、さらには人の健康や周辺環境に対する負荷低減に対する関心等から、病虫害や農薬使用に対する正しい知識、適切な対応が求められているところです。

貴協会では平成7年の創設以来、農薬の適正使用の推進を事業の柱として活動が進められてきました。人材育成の点でみると、専門的な知識を備えて普及指導を行う「緑の安全管理士」の認定や活動支援は、非常に重要な事業であり、防除現場での指導的役割が今後ますます期待されています。さらには、認定後5年ごとの資格の更新が求められていることは、技術レベルの維持及び向上の観点から重要なことであると言えます。併せて、農薬の適正使用に関する普及啓発のための講師派遣、図書や印刷物の発行及び電話窓口による相談対応等によって、農薬の安全使用に対する教育研修や普及啓発に多大な貢献をされてきました。

最近の話題ですと、平成26年より、農薬登録制度の中に急性参照用量（ARfD）を用いた短期暴露評価の導入が始まっており、農薬の使用現場では、最新の登録内容や使用制限に係る情報を把握した上での適切な対応が求められております。この短期暴露評価の導入については、貴協会が発行されている「みどりのたより」によっても詳しく情報提供されているところであり、緑の安全管理士による農薬の適正指導の一助となっています。

これまで20年間の貴協会及び関係各位のご尽力に対して、心から敬意を表すとともに、厚く御礼を申し上げます。植物防疫の分野において、貴協会の果たす役割は益々重要になってきており、今後も引き続きの御協力をお願いいたしますとともに、貴協会の更なる発展を期待いたします。

## 緑の安全推進協会への期待

農林水産省 消費・安全局農産安全管理課農薬対策室 室長 松井美樹



公益社団法人 緑の安全推進協会が設立以来 20 周年を迎えられるに当たり、関係者各位の御尽力に敬意を評しつつ、お祝いを申し上げます。

食の安全に関する国民の関心が高まる中で、食の安全及び安定供給を確保し、消費者の信頼を確保するための施策は、その重要度を増し、農薬行政においてもより一層の農薬の適正使用の確保を求められております。

このような状況の中、農薬の適正使用の推進を主目的として掲げられている貴協会の果たす役割は、農薬行政の中で今後とも重要な位置づけとなることに変わりはありません。いくつか挙げれば、貴協会の農薬の適正使用の普及指導に関する事業において認定された「緑の安全管理士」は、病虫害・雑草の防除に関する高度な知識と技能を習得し、農薬の適正使用の普及及び指導・監督を行い得る貴重な人材であり、今後とも病虫害防除・農薬の適正使用の分野での指導的役割が期待されます。また、平成 25 年 4 月に農林水産省と環境省が発出した通知「住宅地等における農薬使用について」においては、地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進のひとつとして、植栽管理業務の入札資格要件の中に、委託先の責任者が農薬に関する資格を有していることを規定することを記載しており、この資格の例として「緑の安全管理士」を挙げています。このようなことから貴協会には、住宅地等における適正な病虫害防除の実施に貢献していただいているところです。

さらに、貴協会は、都道府県、農業団体などを対象とした研修会等への講師派遣に加え、平成 25 年度からは「農薬の適正使用に関するワンランク上の情報提供」などを目的とした特別研修会の実施などを通じて、農薬の適正使用の推進に貢献しております。このように、貴協会は、まさに「緑」の安全を推進する場面での中心的存在となっております。

設立 20 周年を契機といたしまして、引き続きの御協力をお願いいたしますとともに、貴協会が今後とも農薬を取り巻く幅広い分野での課題に取り組まれることに期待します。

## 緑の安全推進協会設立 20 周年に寄せて

環境省 農薬環境管理室 室長 川名健雄

このたび、公益社団法人緑の安全推進協会創立 20 周年を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。

農薬は病虫害や雑草防除において有効な資材ですが、生物に活性を有するので、環境の保全に支障が生じないように使用していくことが重要です。環境省では農薬による環境リスク低減のため、農薬取締法に基づく農薬登録保留基準の設定や農薬使用場面でのリスク管理の推進に係る様々な取り組みを実施しております。

近年では、農薬による環境影響について、より一層の対応が求められており、この声に応えるためにも、まずは、農薬使用現場における農薬の適正使用の普及啓発が必要不可欠となっています。

貴協会は設立以来、「緑の安全管理士」の資格認定活動による農薬に関する実践的な指導監督を行いうる専門家の育成や、講師派遣等の推進、農薬電話相談室の設置、農薬の適正使用に関する図書・印刷物等の発行など農薬の適正使用に関する知識の普及啓発を推進しております。貴協会の活動は、まさに、農薬使用現場に寄り添ったものであり、農薬の環境リスク軽減の推進に多大な貢献をいただいているところです。環境省のリスク評価・管理に係る取り組みについても、貴協会の講習会のお場をお借りしてご説明申し上げており、緑の安全管理士を始めとした関係者の皆様方にご理解・ご協力をいただいています。

深く感謝申し上げますと共に貴協会の活動に対して敬意を表します。

我が国の農薬の適正使用に係る普及啓発のためには、貴協会における積極的な活動が必要不可欠です。

環境省としましては、農薬が適正に使用され、環境に悪影響を及ぼさないよう、これからも貴協会を初めとした関係者の皆様方と積極的に連携し、農薬の環境リスク低減に係る取り組みの推進を図ってまいりたいと考えています。

公益社団法人緑の安全推進協会におかれましても 20 周年を契機にますます発展され、農薬の適正使用への活動支援を末永く実施されますようお願い申し上げます。



## 緑の安全推進協会設立 20 周年に寄せて

農薬工業会 会長 平田公典



この度、公益社団法人「緑の安全推進協会」が設立 20 周年を迎えられましたこと、誠におめでたく心からお慶び申し上げます。

貴協会は平成元年にゴルフ場など緑地分野における農薬安全使用の推進を図る為の任意団体として設立されました。平成 7 年に弊農薬工業会の一部事業を引き継がれて事業対象を農業生産場面を含む農薬全般に拡大され、同年 10 月に社団法人「緑の安全推進協会」として農林水産省より認可を受けられました。その後、平成 25 年に公益法人へ移行され、本年 20 周年をお迎えになりました。

この間、貴協会は平成 3 年に「緑の安全管理士」の研修・認定事業を開始され、継続的にその更なる資質向上に向けて更新研修の充実を図るなど、農薬の安全使用を指導推進する人材の育成に多大な貢献を成されました。現在、3000 名近くの方々が本資格を更新・維持しておられる由、この業績は農薬を製造・販売している業界にとっては誠に有難く、深くお礼申し上げます。

また、貴公益目的事業の第二の取り組みとして、農薬の適正使用に関する知識の普及・啓発事業に取り組んでおられます。近年は、都道府県あるいは農業団体などが主催する研修会に無償で講師を派遣する事業を推進され、その件数は年 100 を優位に超えておられます。講演内容も、住宅地通知などの規制改訂や短期暴露評価と言った行政動向にも対応され、農薬の適正使用に関する最新知識の普及・啓発に尽力しておられます。今後、作業者暴露あるいは原体規格管理など重要な農薬行政の改正が予定されており、貴協会の役割も一段と重みを増して参りましょう。これらは弊農薬工業会にとりましても喫緊の課題であり、取り組みを強化するとともに協働事業として貴協会とのシナジー効果を得られるべく努めて参る所存です。

更に貴公益事業には農薬安全使用に関する図書・印刷物などの発行も第三の取り組みとして位置づけられ、長期にわたって遂行しておられます。特に、平成 4 年に初版が発刊されました「グリーン農薬総覧」は、隔年の本発行に加えて必要に応じた追補版の発行と大変に充実いたしており、ゴルフ場、防除・緑化業者のみならず、私ども会員にとりましても教科書的存在となっております。

このように「緑の安全推進協会」におかれましては、農薬の安全あるいは適正使用に関して必須の公益事業を担っておられます。20 周年と言う一区切りをお迎えになりましたが、農薬の必要性は今後とも無くなり得ないでしょう。30 年、50 年と益々のご活躍を大いに期待いたします。



## 「公益社団法人緑の安全推進協会」への期待

全国農薬協同組合 理事長 青木邦夫



社団法人緑の安全推進協会が平成7年5月31日に設立され、創立20周年を迎えられ心からお慶び申し上げます。

貴協会は平成7年創立以来、緑地・ゴルフ場分野の非農耕地分野を管理する、全国で唯一の団体として、農薬の安全・適正使用の普及並びに指導監督を行う「緑の安全管理士」の育成、認定研修会の開催及び資格更新研修会等の実施により農薬の適正使用に貢献してられました。

また、平成25年には公益社団法人として新たにスタートされ、「緑の安全管理士」資格認定事業、「農薬の適正使用に関する知識の普及・啓発」事業や「農薬の安全使用に関する図書・印刷物の発行等」の公益目的事業の推進に積極的に取り組まれていることに対し深く敬意を表する次第であります。最近の活動においては、一層公益性の高い、農薬の適正使用に関する知識の普及・啓発事業にも尽力され、農薬工業会との共同事業の一環としての都道府県、農業団体、生産組合等が主催する研修会等は無償での講師派遣や、更には農薬に対する安全性や不安等に対応するため「農薬電話相談」の開設を通じ、日々、消費者等の農薬に対する一般的な疑問に積極的に対応し、着実な成果を上げていると、私ども職員から聞いております。

一方、最近では、緑の安全対策分野、公園・街路樹等の病虫害・雑草管理をはじめ、様々な課題が山積していると聞き及んでいるところです。

“釈迦に説法”ではありますが、住宅地や公園・街路等に植栽されている樹木類を緑化樹と呼び、一般の農業用地用と区別されております。特に、これら緑化樹は人々の生活圏にあることが特徴です。このため、単に農薬を防除機により散布するといった防除方法が困難となっております。

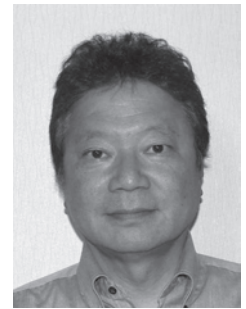
緑の安全分野においても、緑化樹に対する十分な知識に加え、農薬の安全使用と正しい知識の普及がより一層求められるようになりました。これらの諸問題に対応するに当たり貴協会が果たす役割はこれからも益々重要なものとなってきております。

緑の安全推進協会としての独自の発想を持って、ゴルフ場、住宅地や公園・街路等に植栽されている樹木類を中心に非農耕地分野を管理する専門家の育成を積極的に取り組まれることを願って止みません。

今後、公益社団法人緑の安全推進協会としての存在基盤を強化され、益々発展していかれることを祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

## 協会設立20周年にあたり、 農産物・環境安全に対する貢献に感謝して

全国農業協同組合連合会 肥料農薬部次長 小田敏晴



今、日本の農産物はアジアの各国からその品質と安全性を高く評価されており、場合によっては日本国内よりさらに高価な価格にて、アジア等の富裕層を対象に取引されている実態がある。

農薬の安全性については、アジア各国も厳しい考え方にたって、国際的ハーモナイゼーションの流れの中で、各国が農薬安全使用基準を設定している。であるならば、なぜ日本の農産物が、かくも持てはやされるのかという疑問がわく。

もちろん日本においても、ポジティブリスト制度の導入以降、一律基準である0.01ppmの残留基準値オーバーが「健康に直ちに悪影響がないレベル」と言われつつも、幾度か報道されているが、そのたびに産地は風評被害に合っている。そしてドリフトの問題も含めて生産現場には農薬の安全使用基準の遵守こそが、農産物の安全確保の基本であり、自らの農業生産を守る要であると言う認識を強めてきた。

この認識の高さと組織的な取組みが、日本の農産物の安全性評価を高めてきた大きな要素であり、日本の農産物の高い国際的評価につながっている。

農薬流通に係る各法人や個人は、絶えずこの原点に回帰し、更なる安全性の追及を目指さなければならない。つまり、いくら素晴らしい農薬安全使用基準が国家によって設置されようとも、使用者がその基準を守らなければ、農産物における農薬の安全性はまったく担保されないということになる。繰り返すが、日本の農産物の安全性評価の高さは、この「使用者がその安全使用基準を守る」意識の高さにほかならない。

これまで全農および各県の農協連合会は、各地域の農協と共に防除指導員制度を拡充することにより、農薬安全使用基準を遵守するという対策に取り組んできた。そしてこの制度のみでなく、当協会の「緑の安全管理士」の制度が合わさり、日本全国隈なく農業地のみでなく緑地・ゴルフ場も含め、農薬安全使用基準の徹底に取り組んできたことが、日本の農産物や環境の安全性評価に大きく貢献してきたことは言うまでも無い。

今後も日本の農産物や環境安全性の維持のため、「緑の安全推進協会」の発展と「緑の安全管理士」の活躍に大きな責務を感じると共に、これまでの当協会の貢献に感謝し、更なる発展に期待をよせる。

## 公益社団法人緑の安全推進協会 20 周年に寄せて

一般社団法人 日本植物防疫協会 理事長 上路雅子



公益社団法人緑の安全推進協会設立 20 周年にあたり心よりお祝い申し上げます。

貴協会が、農薬に関する正しい理解を増進するとともに安全で適正な農薬使用の普及を目的に設立されて以来、長年にわたり活動の実績を着実に積み重ねられてこられましたことに敬意を表します。

さて、近年の農業をめぐる環境は、地球規模での温暖化や局所的な異常気象の発生など農産物の生産活動にとって厳しい状況が続いております。一方、世界の人口は爆発的な増加をしており、1960 年に 30 億人だったのが、今や 72 億人を超え、OECD によれば 2050 年には 90 億人を超えると予測されています。

このような状況の下、食料の持続的、安定的な確保はまさに喫緊の課題であるといっても過言ではありません。病虫害・雑草による収穫減や品質低下などを回避するために農薬はますます重要な役割を担っていかなければなりません。さらに、私たちの豊かな食生活や食文化、生活環境を取巻く草花や芝生、街路樹など生活環境の維持・保全に果たす農薬の役割もますます重要になっています。

一方、今日の農薬は、人や環境への影響がないよう絶え間のない研究・開発努力と農薬登録制度の整備などにより、化学物質の中でも最も安全性が確保されているといっても過言ではありません。しかし、一般市民には必ずしも正しく理解されていない側面があるのも事実です。農薬の有用性や安全性に関する科学的根拠に基づいた分かり易い情報発信によって、生産者や消費者の理解を一層深めていく努力が引き続き求められています。

貴協会は、長年にわたり農薬の適正使用に関する知識の普及や啓発事業を推進するため、講師派遣事業、電話相談室の設置、啓発用各種資料の作成と配布などに取組んで来られました。同時に農薬の適正使用の普及や指導監督ができる専門家集団として「緑の安全管理士」を養成・認定し、さらなる資質の向上を図るために、貴協会の継続的な活動の支援が行われています。ご案内のように、私ども協会では病虫害防除や農薬事業のプロを目指す方を対象に毎年 2 回「植物防疫研修会」を開催しており、「緑の安全管理士」として活躍しようとする皆さんの教育研修の場としてもご利用いただいています。「緑の安全管理士」の皆さんが、農薬の安全確保に関する最新の情報や技術の習得、変化する農薬行政への対応など日々の研さんに努められ益々活躍されることを期待しております。

平成 25 年に公益社団法人として再出発した貴協会が、今後も農薬の適正な使用の推進にますます貢献されることを祈念いたしましてお祝いの言葉と致します。



## (公社) 緑の安全推進協会設立 20 周年を祝う

公益財団法人 日本植物調節剤研究協会 理事長 小川 奎



このたび、貴公益社団法人緑の安全推進協会が、設立 20 周年を迎えられましたことに心からお祝い申し上げます。

貴協会のこれまで展開されてこられた農薬の適正使用に関する事業活動は、農薬の安全使用を推進し、徹底する上で、大きな社会的役割を果たしてきており、敬意を表する次第です。

ゴルフ場や公園・街路樹などの緑地における病虫害・雑草の防除に農薬を使用する際には、農薬散布による水質汚濁等の環境負荷や、飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないようにしなければなりません。この点について、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(環境省局長通知)や、「住宅地等に農薬使用について」(農水省・環境省局長連名通知)など、遵守すべき指針が出されています。このような農薬使用に際しての正しい知識と技術を習得して、農薬使用現場で指導、監督できる人材を世に送り出すことは、農薬の必要性和安全性について市民の理解を得るうえで、極めて大事なことです。

この点について、貴協会が資格認定する「緑の安全管理士」の果たす役割と期待は大きいと言えます。その資格は、一定の業務経験を有するとともに、貴協会が開催する資格認定研修を受講することによって、農薬登録制度や安全確保の仕組みの理解を深め、病虫害・雑草防除についての農薬の適正使用の技術や知識を身に付け、審査で適格と認定された者に与えられる、いわばプロの証となっています。

この「緑の安全管理士」の資格は、ゴルフ場や緑地等などの防除を行う業者など約 2,800 名という多くの方々が取得していると聞きます。このようなプロの証を持った専門家が、実際の使用現場で防除の指導、監督に当たっていることは、一般市民にとって大変心強い限りで、安心感を与えています。

「緑の安全管理士」に対しては、フォローアップ講習や、5 年間の資格有効期間が過ぎる者に対する更新研修を実施するなど、常に農薬を巡る最新の知識や技術が学べる機会が用意されており、その高い資質を維持、研鑽できるシステムは素晴らしいと言えます。

このような実績が評価され、学校、公園、街路樹及び住宅地に近接する農地等において農薬を使用するときは、「住宅地等における農薬使用について」(局長通知)のなかで、地方公共団体が病虫害等の防除を外注する際、入札の資格要件として、業務実施上の責任者が緑の安全管理士等の資格を有していることを求めています。このように「緑の安全管理士」は、社会的に高い信頼を得ているのではないのでしょうか。

この設立 20 周年を機に、これまでの貴協会の誇るべき実績を胸に一層のご発展を祈念申し上げます。また、私達、(公財)日本植物調節剤研究協会も、除草剤等の植物調節剤の適正な使用方法の確立のための試験研究やその普及啓発といった事業を行っており、貴協会と力を合わせて、農薬の適正使用の推進に尽力したいと思います。

## 緑の安全推進協会設立 20 周年に寄せて

一般社団法人 農林水産航空協会 会長 関口洋一



緑の安全推進協会創立 20 周年おめでとうございます。あれからもう 20 年も経ってしまったのかと思うくらい、最近のことに思えます。

緑の安全推進協会と私の直接の関わりは、もっと早く、任意団体設立当時にさかのぼります。当時、植物防疫課長として着任してまもなく、奈良県におけるゴルフ場農薬問題がマスコミに報じられました。以来毎日、国会における追求とマスコミ対策に追われ、昼食もまともに摂れない状況が続きました。1 日に 3 4 回も答弁に立ち、課長答弁回数の記録を樹立したのもこのときです。

ゴルフ場では、プレーヤーに 1 人 5 本の雑草を引き抜いてほしいなどの要請があったり、排水溝から赤い地下水がしみ出すのを見て、ゴルフ場は農薬を垂れ流しているなどの報道が横行しました。北海道では、農薬により養魚池の魚が全滅したとか、酸欠で魚が浮くと農薬のせいにされるなど、農薬ダタキが続きました。ついには、農薬を禁止せよなど毎日が袋だたきの状態でした。このままでは農薬の 98% を占める農業利用に影響が出ることも考えられました。たった 2% のゴルフ場のために農業生産を見捨てるわけにはいきません。幸か不幸か私はゴルフをやりませんでしたので、ゴルフ場の農薬使用を禁止することも考えられましたが、「農地であるか否かを問わず、人間が管理する草地で使用される薬剤は農薬である」という法制局見解が出されました。この時点で、問題の解決には安全使用の徹底が最重要であると考え、当時の農薬工業会の幹部の方々のご支援もいただき、任意団体として「緑の安全推進協会」を設立することになりました。

団体名については、ソフトなイメージが好ましいと考え、当時団体名としては珍しいひらがなと、林野庁にも仁義を切り、山林自然を思わせる「緑」を組み合わせ、当時の農蚕園芸局長の裁断を得て「緑の安全推進協会」が設立されました。後日、私の後任には、ゴルフ場農薬についての国会質問は皆無であったと聞きました。

平成 6 年、当時、公益法人の新設は認められませんでした。解散した蚕糸関係の団体を座布団に、公益法人として設立されました。

今思えば、当時ご英断をいただいた農薬工業会幹部の皆さんと設立に携わった方々のご努力に敬意を表しますとともに、設立当時の思いを忘れることなく、今後も農薬安全に関して「緑の安全推進協会」が大きな役割を演じていただくよう念じたいと思います。

## 私と「緑の安全管理士会」とのかかわり

緑の安全管理士会 会長 水流 昇



早いもので、平成七年に社団法人「緑の安全推進協会」として、設立してから、二十周年になるとの事、月日の経つのは早いものです。

思い起こしますと、平成元年に任意団体として、「緑の安全推進協会」が設立され、活動の一貫として、翌年には、ゴルフ場関係者を対象に農薬安全セミナーが開催されたそうです。又、協会の働きで、全国各都道府県にも協力をお願いがあり、私も県からの要請で、都道府県農薬管理指導者専門研修会を受講する為、平成二年九月に上京した思い出があります。茨城県にある残留農薬研究所で、二泊三日のセミナーでした。九州からも三・四名ほど受講されていたと思います。

その後、何回か「緑の安全管理士」の資格認定研修会が開催され、平成十年五月には「緑の安全管理士会」が設立されました。全国に七支部が設置され、初代会長に望田明利氏(タケダ園芸)が選出されました。私も、九州沖縄支部長を打診され引き受ける事に致しました。

何をすれば良いのか、又、支部の活動はどうあるべきなのか、暗中模索の時期がしばらくの間あったと思います。その後、ゴルフ場等の農薬適正使用に関する指導・通知・改正等があり、キーパー会及び支配人会等での勉強会を開催し、農薬の安全使用、適正使用等を推進してまいりました。農薬使用に関して、不安の解消をする為に農薬の役割、安全性に関する啓発活動を推進してまいりました。

特に、「緑の安全管理士」は、現場での農薬使用に当たり、安全・適正使用の指導・監督ができ、農薬の使用基準を守って、安全・適正使用を示さなければなりません。農薬をめぐる環境や技術は、日進月歩で常に新しい情報・知識を吸収し、「緑の安全管理士」として、農薬指導者として活躍していただきたいと思います。

「緑の安全管理士」の資格取得を入札参加要件としている地方公共団体や、各都道府県の中には、農薬指導士の受講が免除されるところも出てきました。公益社団法人「緑の安全推進協会」の中での「緑の安全管理士」の活動は会員の方々や関連諸団体の絶大なご支援のもと、会員もふえてまいりました。毎年、資格更新を兼ねた支部大会を開催し、新しいテーマを選び、色々な角度から情報を提供して、皆様のご期待に応えられる「緑の安全管理士会」で有りたいと思っております。

何卒一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

### 3. 沿 革（平成 18 年～ 27 年）



| 年度      | 協 会                                                                                                                                                                                                        | 関連事項                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 18 年 | <p>4 会員数 205 社</p> <p>5.31 理事会・総会（池之端文化センター）<br/>定款の変更（事務所を千代田区内神田に）<br/>会員異動（入会 1、退会 8、会員名変更 2）<br/>事務所の移転（日本橋→内神田）</p> <p>9.11 新方針検討委員会（全 6 回）の設置</p> <p>3 グリーン農薬総覧（2007 版）発行</p> <p>3.28 理事会（全農薬ビル）</p> | <p>4 「みどりのたより」43 号として「ポジティブリスト制度」を発行</p> <p>4.28 非食用農作物の農薬使用の周辺食用作物への影響防止対策（通知）</p> <p>5.29 農薬適正使用の指導の特別強化通知<br/>総会後、10 周年記念事業<br/>ポジティブリスト施行へのリスクミ（講師派遣・資料配布等）</p> <p>11.30 クロロピクリン剤などの土壌燻蒸剤の適正使用（通知）</p> <p>3.28 農薬適正使用の指導に当たっての留意事項（通知）<br/>研究事業（農薬の生態影響、アレルゲン産生と防除の関係等）</p> |
| 平成 19 年 | <p>5.31 理事会・総会（日本橋倶楽部会館）<br/>会員異動（入会 1、退会 8、社名変更 2）</p> <p>8 エアゾル缶の処理を協議</p> <p>3 グリーン農薬総覧（2008 追補版）発行</p> <p>3.28 理事会・総会（植調会館）</p>                                                                        | <p>11.15 誤認の多い農作物への農薬の適正使用の指導について（通知）<br/>特別受託事業「無人ヘリによる松くい虫防除<br/>総合的評価手法の開発調査事業」（林野庁）<br/>中国の冷凍餃子の問題発生</p>                                                                                                                                                                    |
| 平成 20 年 | <p>5.30 理事会・総会（日本橋倶楽部会館）<br/>会員異動（退会 6）</p> <p>3 グリーン農薬総覧（2009 版）発行</p> <p>3.24 理事会・総会（日本橋倶楽部会館）</p>                                                                                                       | <p>7 「みどりのたより」44 号「農薬の適正使用」発行<br/>エアゾル缶ガス排出機構の装着<br/>特別受託事業「無人ヘリによる松くい虫防除総合的評価手法の開発調査事業」（林野庁）</p> <p>3 家庭園芸用農薬表示要領作成</p>                                                                                                                                                        |
| 平成 21 年 | <p>5.29 理事会・総会（日本橋倶楽部会館）<br/>会員異動（退会 3）</p> <p>3 グリーン農薬総覧（2010 追補版）発行</p> <p>3.25 理事会・総会（日本橋倶楽部会館）</p>                                                                                                     | <p>（財）都市緑化技術開発機構の選定農薬改訂に協力（財）日本青果物輸入安全推進協会の「農薬 Q&amp;A」編集に協力</p> <p>3 「農薬飛散対策マニュアル、農林水産省」</p>                                                                                                                                                                                   |
| 平成 22 年 | <p>5.24 理事会・総会（日本橋倶楽部会館）<br/>会員異動（入会 1、退会 2、合併 1、社名変更 4）</p> <p>3 グリーン農薬総覧（2011 版）発行</p> <p>3.25 理事会・総会（南青山会館）</p>                                                                                         | <p>4.22、10.20、3.28<br/>「みどりのたより」45-47 号発行<br/>農薬工業会「農薬 Q&amp;A」改訂版の関係先への配布</p> <p>12.15 農薬適正使用の徹底について（通知）</p> <p>1.7 種子等に対する農薬の適正使用の徹底について（通知）</p>                                                                                                                              |

| 年度      | 協 会                                                                                                                                                                                                              | 関連事項                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 23 年 | <p>5.17 新制度対応検討委員会発足<br/>(公益法人化への準備のため)</p> <p>5.24 理事会・総会 (南青山会館)<br/>会員異動 (入会 1、退会 4、合併 1、社名<br/>変更 2)</p> <p>3 グリーン農薬総覧 (2012 追補版) 発行</p> <p>3.16 理事会・総会 (南青山会館)</p> <p>3 緑の安全管理士登録者宛てメールマガジン<br/>創刊 (随時)</p> | <p>6.10、9.29、2.22<br/>「みどりのたより」49-51 号発行</p> <p>5.16 農薬の誤飲を防止するための取組について (通知)</p> <p>9.5 農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底に<br/>ついて (通知)</p> <p>9.14 残留農薬検査における分析対象成分について (事<br/>務連絡)</p> <p>2.8 ゴルフ場における農薬使用計画書の公表等に当<br/>たって (事務連絡)</p>                                  |
| 平成 24 年 | <p>5.22 理事会・総会 (南青山会館)<br/>公益法人化の申請・定款変更の決議<br/>会員異動 (退会 9、合併 1)</p> <p>3 グリーン農薬総覧 (2013 版) 発行</p> <p>3.15 理事会・総会 (南青山会館)</p>                                                                                    | <p>5 月 家庭園芸用農薬容器表示要領の改訂</p> <p>5.14、6.15、9.21、2.26<br/>「みどりのたより」52-55 号発行<br/>緑の安全管理士 2,881 名</p>                                                                                                                                                              |
| 平成 25 年 | <p>4.1 公益社団法人への移行</p> <p>5.24 理事会 (全農薬ビル)</p> <p>6.12 総会 (南青山会館)<br/>会員異動 (退会 9、合併 1)<br/>会員通信の創刊 (年 3 回)</p> <p>3 グリーン農薬総覧 (2014 追補版) 発行<br/>税理士による監査と消費税申告</p>                                                 | <p>4.30、6.25、10.31、3.13<br/>「みどりのたより」56-59 号発行</p> <p>4.26 住宅地等における農薬使用について (通知、緑の<br/>安全管理士の紹介記載)</p> <p>5 家庭園芸用農薬などの広告宣伝に関するガイドラ<br/>イン (新規)</p> <p>5.30 蜜蜂の被害事例の調査と報告通知</p> <p>11.7 農薬の使用基準が変更された場合の注意喚起等<br/>について (通知)</p> <p>10-2 特別研修会の開催 (2 か所 / 年)</p> |
| 平成 26 年 | <p>5.23 理事会 (全農薬ビル)</p> <p>6.11 総会 (南青山会館)<br/>会員異動 (退会 6)</p> <p>3 グリーン農薬総覧 (2015 版) 発行<br/>正会員 164 社 (年度末)</p>                                                                                                 | <p>7.10、1.7、3.20 「みどりのたより」60-62 号発行<br/>農薬安全使用なるほど教室の配信開始<br/>(ゴルフ場専門部会作成)</p> <p>10-11 特別研修会の開催 (2 か所 / 年)</p>                                                                                                                                                |
| 平成 27 年 | <p>5.22 理事会 (全農薬ビル)</p> <p>6.18 総会 (福島ビル)<br/>会員異動 (退会 5)</p>                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                |

## 4. 主要事業

### 協会の目的

協会は、農産物等（樹木・芝及び農林産物を含む）の病害虫・雑草防除に使用される農薬に関する正しい理解、効果的かつ安全な使用技術等の普及を図ることにより、その適正使用の推進に資し、もって農業生産の安定、国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定款 3 条）

## (1)「緑の安全管理士」資格認定事業

「緑の安全管理士」は、農耕地、緑地・ゴルフ場等における病虫害・雑草の防除に関する高度な知識と技術を習得し、農薬の適正使用の普及及び指導・監督を行い得る者を当協会が認定する資格です。

資格は、研修カリキュラムに応じて「農耕地分野」と「緑地・ゴルフ場分野」があります。当協会では、「緑地・ゴルフ場分野」の病虫害・雑草に特化した研修会を開催しています。農耕地分野については、一般社団法人日本植物防疫協会で植物防疫研修会（年2回開催）が開催されています。終了成果の試験を踏まえて、認定審査会において資格認定します。この認定資格の有効期間は5年間となります。

研修期間は、3日間で、例年12月初旬に東京（新橋）で開催し、開催要領等は、当協会ホームページに9月頃掲載しています。

### 資格への期待

農林水産省と環境省は「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日付け）の局長通知の中で、地方公共団体が病虫害等の防除を外注する際、業務実施上の責任者が「緑の安全管理士」等の資格を有していることを入札資格の要件とするなど、状況に応じ効果的に行うことを求めています。



認定研修会風景



認定証書、認定カード



## 研修会カリキュラム（平成 26 年度の例）

| 科 目                         | 講義時間 | 講 師                                                    | 要 点                                      |
|-----------------------------|------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 1. 我が国の植物防疫                 | 60 分 | 農林水産省消費・安全局 植物防疫課<br>担当官                               | 我が国における植物防疫対策                            |
| 2. 農薬に係る関係法令                | 60 分 | 農林水産省消費・安全局 農産安全管理<br>課農薬対策室 担当官                       | 登録制度、使用基準、罰則規定<br>等の農薬に係る関係法令            |
| 3. 農薬の安全性確保                 | 60 分 | (独) 農林水産消費安全技術センター<br>農薬検査部 毒性検査課 検査管理官<br>担当官         | 農薬の登録等安全性の仕組みと<br>使用基準の遵守                |
| 4. 環境中における農薬の挙動             | 70 分 | (独) 農林水産消費安全技術センター<br>農薬検査部 環境影響検査課<br>検査管理官 担当官       | 農薬の大気・水・土壌等におけ<br>る動態（移動・分解・蓄積）と<br>安全対策 |
| 5. 公園・街路樹等病害虫・<br>雑草管理マニュアル | 60 分 | 環境省水・大気環境局 土壌環境課<br>農薬環境管理室 担当官                        | 公園・街路樹での病害虫及び雑<br>草の管理                   |
| 6. 農薬の安全使用と危害防止<br>対策       | 80 分 | シンジェンタ・ジャパン(株)<br>役員室安全推進部特別顧問 重野 武夫                   | 農薬の安全使用と危害防止対策                           |
| 7. 芝生の総合管理                  | 60 分 | 東日本グリーン研究所所長<br>稲森 誠                                   | 芝生管理の考え方と主要な芝生<br>管理の実際                  |
| 8. 芝生の病害                    | 80 分 | (株) 理研グリーン 執行役員<br>緑資事業本部 技術普及部長 矢口 重治                 | 病原菌識別の手法並びに主要病<br>害の生態と防除方法              |
| 9. 芝草の害虫                    | 80 分 | (前) 静岡大学農学部教授<br>農学博士 廿日出 正美                           | コガネムシ等主要芝草害虫の種<br>類と生態・防除方法              |
| 10. 芝生・緑地の雑草                | 80 分 | 宇都宮大学農学部教授<br>農学博士 小笠原 勝                               | 芝生地等の主要雑草の生態と防<br>除方法                    |
| 11. 樹木の病害                   | 80 分 | 法政大学生命科学部植物医科学専修教授<br>農学博士 堀江 博道                       | 主要樹木病害の種類・生態と防<br>除方法                    |
| 12. 樹木の害虫                   | 80 分 | (元) 農水省森林総合研究所研究管理官<br>岐阜県立森林文化アカデミー客員教授<br>農学博士 田畑 勝洋 | 主要樹木害虫の生態と防除方法                           |
| 13. 防除技術                    | 80 分 | (株) ロイヤル・グリーン・メンテナンス<br>常務取締役 浅野 睦夫                    | 防除機器の特性及び街路樹等に<br>おける散布技術・防除技術           |
| 14. 緑地・街路樹防除と農薬             | 60 分 | (公社) 緑の安全推進協会<br>農薬相談室長 石島 藤夫                          | 緑地等における適正防除と適用<br>農薬                     |

## (2) 「緑の安全管理士」 資格更新研修

「緑の安全管理士」への継続的な情報提供の場として、各支部（7カ所）で更新研修会を開催し、農薬の適正使用等に係る最新の情報提供に努めています。

資格の更新には、有効期間5年間のうち、最終年度の更新研修会への参加と前4年間に1回以上の同研修会への参加が資格更新の要件となります。

平成27年4月現在、2,881名の緑の安全管理士が認定されています。

### 支部大会プログラム（平成26年度の例）

- ①農薬をめぐる最近の動向について（各地方農政局）
- ②農薬に関する環境リスクの評価と管理（環境省）
- ③農薬の登録状況をめぐる話題（（独）農林水産消費安全技術センター）

#### 地域別テーマ

- ④ミツバチに対する農薬の影響（農薬工業会） 北海道、東北支部
- ④芝地を巡る防除の現状と課題（（株）ロイヤルグリーンメンテナンス）  
関東・甲信越支部
- ④マツクイムシ激発の再発生とその原因と対策（本山直樹千葉大名誉教授）  
東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄支部



更新研修風景

### (3) 特別研修会

平成 25 年度より毎年全国 2 カ所で、「現場で役立つ病虫害の診断・防除」、「農薬の適正使用に関するワンランク上の情報」の提供を目的とする研修会を、企画開催しています。

農薬工業会との共催で、参加対象者は限定せず、農薬工業会および当協会の会員や緑の安全管理士を始め、広く防除業に係る関係者の方々の参加を呼び掛けています。毎回 100 ～ 150 名程度の参加者でした。

平成 25 年度開催 関東地区、東北地区

平成 26 年度開催 関西地区、九州地区

#### 【関西地区次第】

平成 26 年 10 月 20 日 (月)

13:00 ～ 17:00

於：新梅田研修センター

#### 1. 公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル

環境省農薬環境管理室 渡邊美鈴氏

#### 2. 農薬の空容器、残農薬の処分と関連法令

エコシステムジャパン(株) 西山徹、平川貴也氏

#### 3. 現場で役立つ野菜類害虫の診断方法と防除対策

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 柴尾 学氏

#### 4. 現場で役立つ野菜類病害の診断方法と防除対策

三重県農業研究所農産物安全安心研究課 鈴木啓史氏



研修風景



講演要旨集

## (4) 講師派遣

農薬工業会との協働事業の一環として実施しています。農薬工業会会員会社で構成する講師団を結成し、都道府県等が主催する研修会等へ無償で講師を派遣しています。

派遣は、当協会が窓口となり所定の用紙で依頼を受けています。用紙に希望する講演内容、日時等を記載していただいた申込に対して、当協会が窓口となり、現在まで、すべての依頼に応えています。

平成26年度からは、緑地・ゴルフ場分野の講師も加えることができ、依頼に対応しています。協会HPに案内している他、電話（03-5209-2512）でも問合せに応じています。

講師派遣事業都道府県別実施件数（平成22年度～合計値）





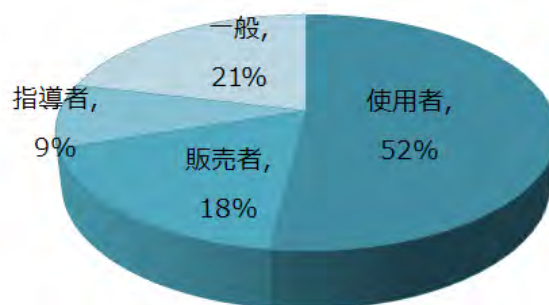
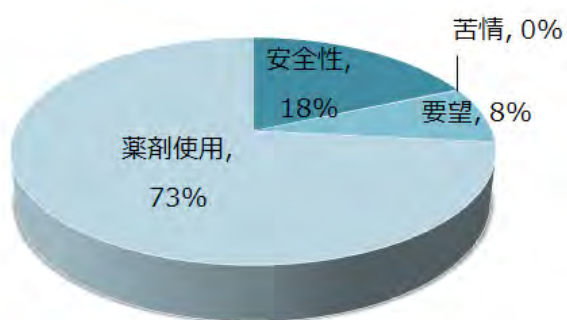
## (5) 農薬電話相談

農薬工業会との協働事業。農薬に関する疑問等に電話で対応することを目的に、「農薬でんわ相談」（電話 03-5209-2512）を開設しています。

### 相談件数・区分

件（構成比％）

|       | 相談<br>件数 | 相談内容区分    |         |           |            | 相談者区分      |           |           |           |
|-------|----------|-----------|---------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|
|       |          | 安全性       | 苦情      | 要望        | 薬剤使用       | 使用者        | 販売者       | 指導者       | 一般        |
| 24 年度 | 181      | 27 ( 8.4) | 1 (0.0) | 34 (10.6) | 119 (37.0) | 80 (24.8)  | 54 (16.8) | 12 ( 3.7) | 35 (10.9) |
| 25 年度 | 315      | 72 (22.9) | 0 (0.0) | 28 ( 8.9) | 215 (68.3) | 165 (52.4) | 50 (15.9) | 32 (10.2) | 68 (21.6) |
| 26 年度 | 322      | 52 (16.1) | 0 (0.0) | 4 ( 1.2)  | 266 (82.6) | 180 (55.9) | 43 (13.4) | 28 ( 8.7) | 71 (22.0) |



相談者内訳と相談内容（平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月、818 件）

注：行政は指導者に、農薬製造会社は販売者に含まれている。



電話相談対応風景

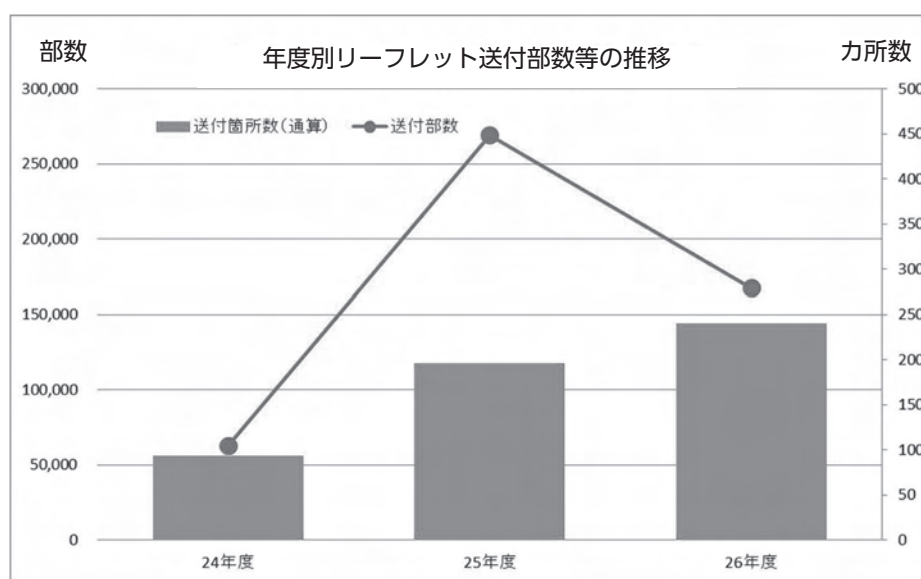
## (6) 農薬適正使用の啓発等

農薬工業会との協働事業。農薬の法令遵守、適正使用、危被害防止を啓発する4折リーフレットを作成し、都道府県等が主催する研修会等へ無償で提供し、活用いただいています。

送付の希望は、当協会が窓口となり受付け、送付しています。ご希望があれば、送付先、リーフレットの種類・部数をご連絡(FAX03-5209-2513) ください。



リーフレット一覧



## (7) ゴルフ場・緑地向け農薬販売数量・金額の調査

会員会社（33 社）を対象に、毎農薬年度、ゴルフ場及び緑地分野に出荷販売する農薬数量・金額の調査を実施しています。

### 1) 平成 26 農薬年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷数量

#### 販売数量

| 種 別   | 用 途 別 販 売 数 量 (ton,kℓ) |       |     |       |       |       |       |       |
|-------|------------------------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | 芝                      | 前年比   | 樹木  | 前年比   | 緑地    | 前年比   | 合計    | 前年比   |
| 殺 虫 剤 | 633                    | 94.2  | 435 | 102.5 | 1     | 115.5 | 1,069 | 97.4  |
| 殺 菌 剤 | 867                    | 104.8 | 1   | 82.2  | -     | -     | 868   | 104.8 |
| 除 草 剤 | 1,072                  | 107.7 | 9   | 115.0 | 3,979 | 131.3 | 5,060 | 125.4 |
| 植 調 剤 | 41                     | 99.0  | 1   | 110.3 | 68    | 196.1 | 110   | 143.1 |
| 農薬肥料  | 20                     | 16.9  | 0   | -     | 0     | -     | 20    | 16.9  |
| そ の 他 | 53                     | 101.1 | 43  | 119.8 | 0     | -     | 96    | 108.7 |
| 合計    | 2,686                  | 99.3  | 489 | 104.0 | 4,048 | 132.0 | 7,223 | 115.7 |

#### 販売金額

| 種 別   | 用 途 別 販 売 金 額 (百万円) |       |       |       |       |       |        |       |
|-------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
|       | 芝                   | 前年比   | 樹木    | 前年比   | 緑地    | 前年比   | 合 計    | 前年比   |
| 殺 虫 剤 | 2,349               | 106.0 | 3,438 | 94.5  | 4     | 133.3 | 5,791  | 98.9  |
| 殺 菌 剤 | 6,484               | 106.0 | 4     | 100.0 | 0     | -     | 6,488  | 105.9 |
| 除 草 剤 | 9,885               | 110.6 | 13    | 118.2 | 4,226 | 121.1 | 14,124 | 119.3 |
| 植 調 剤 | 759                 | 124.6 | 20    | 105.3 | 364   | 129.5 | 1,143  | 125.6 |
| 農薬肥料  | 6                   | 16.7  | 0     | -     | 0     | -     | 6      | 16.7  |
| そ の 他 | 177                 | 101.1 | 118   | 119.2 | 0     | -     | 295    | 107.7 |
| 合計    | 19,660              | 108.7 | 3,593 | 95.3  | 4,594 | 121.7 | 27,847 | 108.6 |

2) 芝用農薬の年次別出荷実績（平成 18 ～ 26 農薬年度）

|      | 出荷量（単位：ton、kℓ） |     |       |      |     |     |        | 出荷金額（単位：百万円） |       |       |      |     |     |        |
|------|----------------|-----|-------|------|-----|-----|--------|--------------|-------|-------|------|-----|-----|--------|
| 年次   | 殺虫剤            | 殺菌剤 | 除草剤   | 肥料除草 | 調節剤 | その他 | 合計 (A) | 殺虫剤          | 殺菌剤   | 除草剤   | 肥料除草 | 調節剤 | その他 | 合計 (B) |
| 18 年 | 733            | 911 | 1,053 | 370  | 20  | 18  | 3,105  | 1,851        | 5,036 | 8,701 | 86   | 470 | 63  | 16,207 |
| 19 年 | 701            | 865 | 840   | 264  | 23  | 69  | 2,762  | 1,959        | 5,316 | 7,756 | 61   | 502 | 258 | 15,852 |
| 20 年 | 723            | 900 | 1,009 | 232  | 17  | 68  | 2,949  | 1,933        | 5,432 | 8,952 | 57   | 438 | 256 | 17,068 |
| 21 年 | 682            | 832 | 1,010 | 90   | 19  | 68  | 2,701  | 2,142        | 5,404 | 8,798 | 28   | 477 | 253 | 17,102 |
| 22 年 | 658            | 856 | 1,033 | 134  | 17  | 82  | 2,780  | 2,215        | 5,540 | 9,310 | 42   | 443 | 315 | 17,865 |
| 23 年 | 657            | 886 | 1,062 | 104  | 25  | 62  | 2,787  | 2,129        | 6,012 | 9,106 | 33   | 449 | 234 | 17,963 |
| 24 年 | 657            | 890 | 1,011 | 116  | 25  | 122 | 2,821  | 2,156        | 6,302 | 8,173 | 37   | 477 | 438 | 17,583 |
| 25 年 | 672            | 827 | 996   | 116  | 41  | 53  | 2,705  | 2,216        | 6,117 | 8,941 | 36   | 609 | 175 | 18,094 |
| 26 年 | 633            | 867 | 1,072 | 20   | 41  | 53  | 2,686  | 2,349        | 6,484 | 9,885 | 6    | 759 | 177 | 19,660 |

3) 緑地用農薬の年次別出荷実績（平成 18 ～ 26 農薬年度）

|      | 出荷量（単位：ton、kℓ） |     |       |      |     |     |        | 出荷金額（単位：百万円） |     |       |      |     |     |        |
|------|----------------|-----|-------|------|-----|-----|--------|--------------|-----|-------|------|-----|-----|--------|
| 年次   | 殺虫剤            | 殺菌剤 | 除草剤   | 肥料除草 | 調節剤 | その他 | 合計 (A) | 殺虫剤          | 殺菌剤 | 除草剤   | 肥料除草 | 調節剤 | その他 | 合計 (B) |
| 18 年 | 1              | 1   | 4,313 |      | 8   |     | 4,323  | 2            | 5   | 3,644 |      | 67  |     | 3,718  |
| 19 年 | 1              |     | 3,909 |      | 12  |     | 3,922  | 2            | 6   | 3,173 |      | 97  |     | 3,278  |
| 20 年 | 1              |     | 4,239 |      | 46  |     | 4,286  | 3            | 3   | 3,349 |      | 132 |     | 3,487  |
| 21 年 | 2              |     | 3,770 |      | 40  |     | 3,812  | 4            | 2   | 3,235 |      | 186 |     | 3,427  |
| 22 年 | 1              |     | 3,245 |      | 35  |     | 3,281  | 3            | 0   | 2,850 |      | 214 |     | 3,067  |
| 23 年 | 1              |     | 3,085 |      | 26  |     | 3,112  | 3            | 0   | 2,731 |      | 194 |     | 2,928  |
| 24 年 | 1              |     | 3,046 |      | 34  |     | 3,081  | 3            | 0   | 2,710 |      | 250 |     | 2,963  |
| 25 年 | 1              |     | 3,031 |      | 35  |     | 3,067  | 3            | 0   | 3,490 |      | 281 |     | 3,774  |
| 26 年 | 1              |     | 3,979 |      | 68  |     | 4,048  | 4            | 0   | 4,226 |      | 364 |     | 4,594  |

4) 樹木用農薬の年次別出荷実績（平成 18 ～ 26 農薬年度）

|      | 出荷量（単位：ton、kℓ） |     |     |      |     |     |        | 出荷金額（単位：百万円） |     |     |      |     |     |        |
|------|----------------|-----|-----|------|-----|-----|--------|--------------|-----|-----|------|-----|-----|--------|
| 年次   | 殺虫剤            | 殺菌剤 | 除草剤 | 肥料除草 | 調節剤 | その他 | 合計 (A) | 殺虫剤          | 殺菌剤 | 除草剤 | 肥料除草 | 調節剤 | その他 | 合計 (B) |
| 18 年 | 466            | 1   | 11  |      |     | 36  | 514    | 3,746        | 7   | 15  |      |     | 76  | 3,844  |
| 19 年 | 397            | 1   | 24  |      |     | 36  | 458    | 3,744        | 4   | 32  |      |     | 75  | 3,855  |
| 20 年 | 353            | 1   | 9   |      |     | 42  | 405    | 2,847        | 4   | 12  |      | 14  | 85  | 2,962  |
| 21 年 | 474            | 1   | 9   |      |     | 37  | 521    | 3,482        | 4   | 11  |      | 18  | 78  | 3,593  |
| 22 年 | 382            | 1   | 7   |      | 1   | 36  | 427    | 3,523        | 5   | 10  |      | 13  | 74  | 3,625  |
| 23 年 | 434            | 1   | 8   |      | 1   | 29  | 473    | 3,491        | 4   | 11  |      | 11  | 59  | 3,576  |
| 24 年 | 390            | 1   | 7   |      | 1   | 43  | 442    | 3,136        | 5   | 10  |      | 30  | 73  | 3,254  |
| 25 年 | 424            | 1   | 8   |      | 1   | 36  | 470    | 3,638        | 4   | 11  |      | 19  | 99  | 3,771  |
| 26 年 | 435            | 1   | 9   |      | 1   | 43  | 489    | 3,438        | 4   | 13  |      | 20  | 118 | 3,593  |



## (8) 図書印刷物等の発行

芝、緑地、公園樹木類の病害虫及び雑草防除に使用できる登録農薬を主体に解説する「グリーン農薬総覧」を隔年（中間年には追補版を）で発行し、ゴルフ場、造園業、防除業等に携わる緑地管理者等に情報提供を行っています。

ゴルフ場で使用する農薬は、農林水産省・環境省令第5号「農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令」（平成15年3月7日付）に基づき、農薬使用者は、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならないことになってます。計画を変更しようとする場合も同様です。

1. 当該農薬使用者の指名及び住所
2. 当該年度の使用計画（使用する農薬の種類、使用場所等を指定様式に記入）



総合版



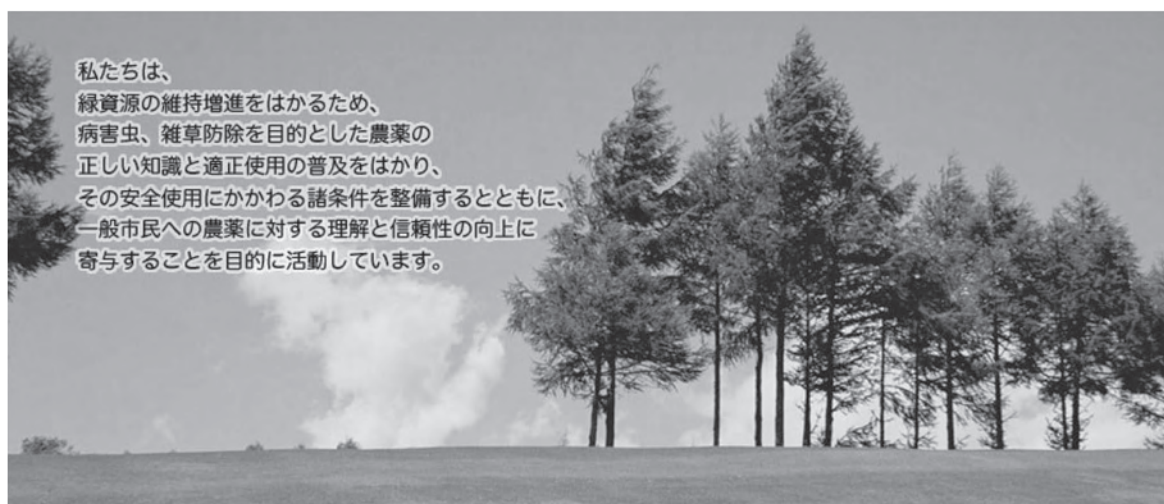
追補版

## (9) 情報提供

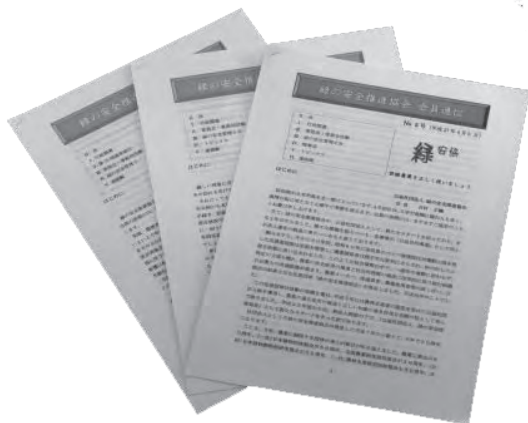
一般、「緑の安全管理士」、協会会員への情報提供を目的に、それぞれ協会ホームページ、管理士会報誌「みどりのたより」(3回/年)やメールマガジン(登録情報等、43回(平成26年度実績))、会員通信を活用し、情報の提供に努めています。

Green and Safety Promoters Association  
公益社団法人 **緑の安全推進協会**

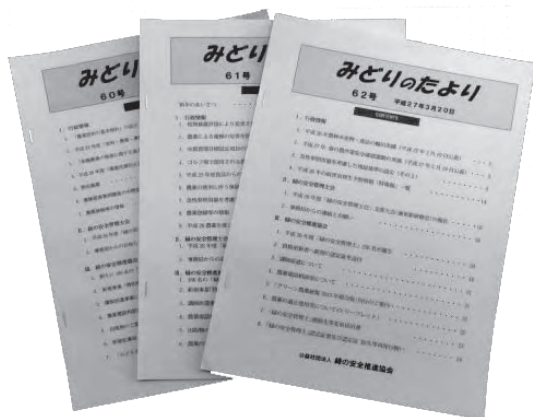
| 協会案内 | 行事案内 | 資格取得案内 | 緑の安全管理士 | 講師派遣案内 | 出版物案内 |
|------|------|--------|---------|--------|-------|
|------|------|--------|---------|--------|-------|



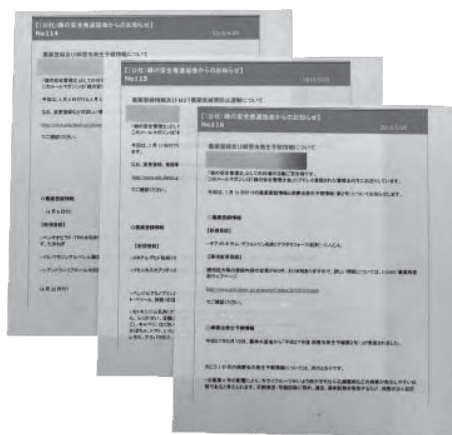
協会ホームページ



会員通信



「みどりのたより」



メールマガジン

## (10) 緑の安全管理士会

「緑の安全管理士」の資格取得者により構成する全国組織で、全国を7支部に分け、支部毎に組織を設け支部長、副支部長を置いて活動しています。支部長は全国組織の役員を兼ねています。

管理士会は、規約の目的に定める「最新の技術情報を提供」するため、毎年、各支部で協会が開催する更新研修会と同時に管理士会支部大会を催し、各支部内の全管理士の参加を募っています。

平成27年4月現在、全国で2,881名の「緑の安全管理士」が活躍しています。管理士会運営に係る関連業務は、事務局を協会内に置いて支援しています。

### 【目 的】

管理士会は、農耕地とゴルフ場、公園緑地等非農耕地全般にわたる農薬使用の適正化及び緑の保全管理に関する最新の技術情報の提供・交換を行い、以って緑の安全管理士の知識、技能の維持向上を図り、緑の安全管理士集団としての機能を果たすと共に、協会の事業の一環として活動することを目的とする。

緑の安全管理士会規約第4条

### 【事 業】

管理士会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農薬の使用に係る分野における（林地を除く。）農薬使用の適正化及び農薬の安全使用に関する新技術情報の提供及び交換
- (2) 協会が作成した農薬の安全使用、適正使用に関する技術資料及び安全使用に関する普及、啓発資料等の案内・配布
- (3) 緑の保全に係わる農薬使用の適正化及び緑の保全管理に関する現地研修会等の実施
- (4) その他管理士会の目的を達成するために必要な事業

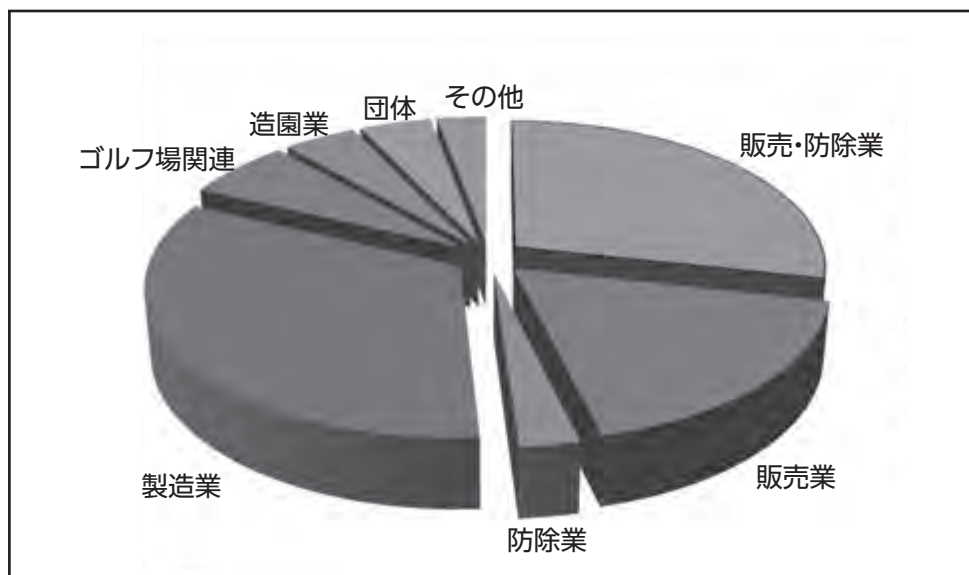
緑の安全管理士会規約第5条



「緑の安全管理士」支部別職種構成一覧（平成 27 年）

平成 27 年 4 月 1 日現在

|        | 北海道 | 東北  | 関東甲信越 | 東海北陸 | 近畿  | 中・四国 | 九州沖縄 | 合計    | 割合      |
|--------|-----|-----|-------|------|-----|------|------|-------|---------|
| 販売・防除業 | 79  | 93  | 335   | 140  | 64  | 61   | 47   | 819   | 28.43%  |
| 販売業    | 76  | 113 | 96    | 59   | 21  | 89   | 58   | 512   | 17.77%  |
| 防除業    | 3   | 9   | 34    | 12   | 8   | 7    | 6    | 79    | 2.74%   |
| 製造業    | 68  | 82  | 463   | 88   | 130 | 27   | 95   | 953   | 33.08%  |
| ゴルフ場関連 | 1   | 8   | 103   | 39   | 13  | 14   | 8    | 186   | 6.46%   |
| 造園業    | 2   | 13  | 52    | 33   | 11  | 5    | 9    | 125   | 4.34%   |
| 団体     | 5   | 16  | 47    | 11   | 8   | 14   | 22   | 123   | 4.27%   |
| その他    | 3   | 8   | 40    | 16   | 10  | 5    | 2    | 84    | 2.92%   |
|        | 237 | 342 | 1,170 | 398  | 265 | 222  | 247  | 2,881 | 100.00% |



分野の内訳

| 区 分                     | 2014.4.1現在 | 2015.4.1現在 |
|-------------------------|------------|------------|
| 緑の安全管理士（合計）             | 2,856 人    | 2,881 人    |
| (1) 農耕地分野               | 1,573 人    | 1,556 人    |
| (2) 緑地・ゴルフ場分野           | 1,186 人    | 1,228 人    |
| (3) 2 分野（農耕地・緑地・ゴルフ場分野） | 97 人       | 97 人       |



## 5. 資料

### (1) 緑の安全推進協会

#### 1) 平成 27 年度会員（会社および団体）

販売業者 / 防除業者

|     |                   |     |                     |
|-----|-------------------|-----|---------------------|
| 北海道 | (株)曙通商            | 東京  | 東洋グリーン(株)           |
| 北海道 | (株)コハタ            | 東京  | (株)ニチノー緑化           |
| 北海道 | 小柳協同(株)           | 東京  | 日産緑化(株)             |
| 北海道 | (株)サングリン太陽園       | 東京  | (株)日星サービス           |
| 北海道 | (株)日の丸産業社         | 東京  | (株)ニッソーグリーン         |
| 北海道 | 北海道グリーン農材(株)      | 東京  | 日本エキセニン工業(株)        |
| 北海道 | 雪印種苗(株)           | 東京  | 北興産業(株)             |
| 青森  | (株)藤本グリーン         | 東京  | 保土谷アグロテック(株)        |
| 岩手  | 岩手農蚕(株)           | 東京  | 保土谷 UPL (株)         |
| 岩手  | (株)山清商店           | 東京  | (有)丸善薬品商会           |
| 宮城  | (株)カマタグリーン        | 東京  | 丸和バイオケミカル(株)        |
| 宮城  | (株)小泉商事           | 東京  | レインボー薬品(株)          |
| 秋田  | (株)池田             | 神奈川 | (有)エスケージャー          |
| 秋田  | 太平物産(株)           | 神奈川 | 京浜興農(株)             |
| 茨城  | 東農薬(株)            | 神奈川 | (有)サン・グリーン          |
| 茨城  | (株)ティー・ケー・エス      | 神奈川 | 三和緑化(株)             |
| 栃木  | (株)オーシマ小野商事       | 神奈川 | (株)東京アグリビジネス        |
| 群馬  | (株)大川屋            | 神奈川 | ニホンターフメンテナンス(株)     |
| 埼玉  | (有)第一グリーンメンテ      | 神奈川 | (株)ロイヤル・グリーン・メンテナンス |
| 埼玉  | (株)ティ・ジー・エム       | 長野  | (株)アグロ信州            |
| 埼玉  | 富士グリーン(株)         | 長野  | 海野薬品(株)             |
| 埼玉  | (株)マイスター          | 長野  | (有)小木曽グリーンターフ       |
| 千葉  | (有)アサヒグリーン        | 長野  | 広田産業(株)             |
| 千葉  | 岩渕農薬(株)           | 長野  | (株)ヤマモト             |
| 千葉  | 千葉グリーンサービス(株)     | 新潟  | (株)コンゴークリーン         |
| 千葉  | (有)みどりを守る共済会      | 新潟  | 新潟グリーンメンテナンス(株)     |
| 千葉  | 宮本商事(株)           | 新潟  | (株)バイタルグリーン         |
| 東京  | アース製薬(株)          | 新潟  | 吉田農事(株)             |
| 東京  | 浅田商事(株)           | 静岡  | (有)サギサカ             |
| 東京  | 石原バイオサイエンス(株)     | 静岡  | (有)ジープロ             |
| 東京  | 出光アグリ(株)          | 静岡  | (株)田辺商店             |
| 東京  | (株)エムシー緑化         | 静岡  | (株)トモグリーン・ケミカル      |
| 東京  | 小西安農業資材(株)        | 静岡  | 豊田肥料(株)             |
| 東京  | サンアグロ(株)          | 静岡  | 日星石油(株)             |
| 東京  | (株)三商             | 静岡  | (株)フレッシュグリーンジャパン    |
| 東京  | CBC (株)           | 富山  | (株)石沢商事             |
| 東京  | 住化グリーン(株)         | 富山  | (株)岡本清右衛門商店         |
| 東京  | 住商アグロインターナショナル(株) | 富山  | 吉本商事(株)             |
| 東京  | 住友化学園芸(株)         | 石川  | 日栄商事(株)             |
| 東京  | 大同商事(株)           | 愛知  | (株)アセント             |
| 東京  | ちとせ緑地(株)          | 愛知  | (株)金星商会             |
| 東京  | 東武緑地(株)           | 愛知  | (有)グラント緑化           |

|     |                 |     |                 |
|-----|-----------------|-----|-----------------|
| 愛知  | (有)創緑メンテナンス     | 岡山  | 山陽薬品(株)         |
| 愛知  | 牧造園(株)          | 岡山  | 日本グリーンメンテナンス(株) |
| 岐阜  | (株)山正           | 広島  | 大信産業(株)         |
| 三重  | 東海物産(株)         | 山口  | (株)晃栄           |
| 滋賀  | (株)高岡屋          | 山口  | 三笠産業(株)         |
| 大阪  | (株)金田商店         | 山口  | 良地産業(株)         |
| 大阪  | (株)木田農薬店        | 徳島  | (株)ヨシミ          |
| 大阪  | 正和商事(株)         | 香川  | (株)石原林造商店       |
| 大阪  | (株)ダスキン         | 香川  | (株)喜多猿八         |
| 大阪  | (株)ハイポネックスジャパン  | 福岡  | 九州農材(株)         |
| 大阪  | ヤンマーヘリ & アグリ(株) | 福岡  | 緑地メンテナンス(株)     |
| 兵庫  | 山陽種苗(株)         | 長崎  | (株)温仙堂          |
| 和歌山 | 永和実業(株)         | 熊本  | グリーンテック(株)      |
| 島根  | 山陽薬品(株)島根支店     | 鹿児島 | (株)サンケイグリーン     |

## 製造業者

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| アグロカネショウ(株)         | ダウ・ケミカル日本(株)        |
| アリスタライフサイエンス(株)     | デュボン(株)             |
| 石原産業(株)             | 日産化学工業(株)           |
| 井筒屋化学産業(株)          | 日本カーリット(株)          |
| イハラケミカル工業(株)        | 日本化薬(株)             |
| (株)エス・ディー・エス バイオテック | 日本曹達(株)             |
| 大内新興化学工業(株)         | 日本農薬(株)             |
| OAT アグリオ(株)         | バイエルクロップサイエンス(株)    |
| 科研製薬(株)             | BASF ジャパン(株)        |
| 協友アグリ(株)            | フマキラー(株)            |
| クミアイ化学工業(株)         | ホクサン(株)             |
| サンケイ化学(株)           | 北興化学工業(株)           |
| 信越化学工業(株)           | 三井化学アグロ(株)          |
| シンジェンタジャパン(株)       | Meiji Seika ファルマ(株) |
| 住友化学(株)             | (株)理研グリーン           |

## 団体

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| (一社) 日本植物防疫協会    | 全国農薬協同組合        |
| (一社) 農林水産航空協会    | (公社) 日本家庭園芸普及協会 |
| (一財) 残留農薬研究所     | (公財) 日本ゴルフ協会    |
| (公財) 日本植物調節剤研究協会 | (一社) 静岡県ゴルフ場協会  |
| (一社) 林業薬剤協会      | 東日本グリーン研究所      |
| (一社) 日本くん蒸技術協会   | (一財) 関西グリーン研究所  |
| 農薬工業会            | (一財) 西日本グリーン研究所 |
| 全国農業協同組合連合会肥料農薬部 |                 |

## 賛助会員

内藤環境管理(株)

## 2) 役員一覧表（平成 18 ～ 27 年度）

|      | 社団法人        |             |             |             |             |             |             |             | 公益社団法人(平成 25.4.1 ～) |  |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------------|--|
| 平成年月 | 18.6 ～ 19.5 | 19.6 ～ 20.5 | 20.6 ～ 21.5 | 21.6 ～ 22.5 | 22.6 ～ 23.5 | 23.6 ～ 24.5 | 24.6 ～ 25.5 | 25.6 ～ 26.5 | 26.6 ～ 27.5         |  |
| 会 長  | 梶原 敏宏       | 梶原 敏宏       | 吉村 正機       | 吉村 正機       | 吉村 正機       | 吉村 正機       | 吉村 正機       | 吉村 正機       | 吉村 正機               |  |
| 副会長  | 猪飼 隆        | 井上 克信       | 井上 克信       | 大内 脩吉       | 大内 脩吉       | 福林憲二郎       | 福林憲二郎       | 神山 洋一       | 神山 洋一               |  |
|      | 小林 由幸       | 小林 由幸       | 小林 由幸       | 小林 由幸       | 小林 由幸       | 小林 由幸       | 小林 由幸       | 小林 由幸       | 小林 由幸               |  |
| 専務理事 | 玉川 寛治       | 玉川 寛治       | 玉川 寛治       | 常木 洋和       | 常木 洋和       | 常木 洋和       | 常木 洋和       | 内田又左衛門      | 内田又左衛門              |  |
| 理 事  | 相見 正篤       | 相見 正篤       | 相見 正篤       | 安部 素生       | 安部 素生       | 青木 邦夫       | 青木 邦夫       | 青木 邦夫       | 青木 邦夫               |  |
|      | 池田 國夫       | 安部 素生       | 安部 素生       | 伊藤 英治       | 伊藤 英治       | 安部 素生       | 安部 素生       | 天野 徹夫       | 小田 敏晴               |  |
|      | 岩本 毅        | 猪飼 隆        | 岩本 毅        | 岩本 毅        | 上園 孝雄       | 上園 孝雄       | 天野 徹夫       | 河合 史郎       | 塚原 眞司               |  |
|      | 岡林 哲也       | 岩本 毅        | 岡林 哲也       | 岡林 哲也       | 小川 奎        | 瓜生 博幸       | 瓜生 博幸       | 貫 和之        | 野口 等                |  |
|      | 岡本 敬彦       | 大谷 正志       | 小川 奎        | 小川 奎        | 海堀 寛        | 小川 奎        | 小川 奎        | 藤井 常宏       | 藤井 常宏               |  |
|      | 小高根利明       | 岡林 哲也       | 菊島 昭        | 菊島 昭        | 金井 健彦       | 海堀 寛        | 小川 安則       | 宮田 敏宥       | 宮田 敏宥               |  |
|      | 柏田 雄三       | 岡本 敏彦       | 窪田 隆一       | 窪田 隆一       | 菊島 昭        | 金井 健彦       | 金井 健彦       | 村田 興文       | 村田 興文               |  |
|      | 窪田 隆一       | 小川 奎        | 小杉 明        | 小杉 明        | 小杉 明        | 菊島 昭        | 河合 史郎       | 山口 茂        | 矢野 俊彦               |  |
|      | 後藤 純        | 柏田 雄三       | 後藤 周司       | 後藤 周司       | 後藤 周司       | 小杉 明        | 後藤 周司       |             |                     |  |
|      | 小林 仁        | 菊島 昭        | 高畠貴賀志       | 小林富士雄       | 小林富士雄       | 後藤 周司       | 小林富士雄       |             |                     |  |
|      | 神部 欣也       | 窪田 隆一       | 坂井哲四郎       | 坂井哲四郎       | 坂井哲四郎       | 小林富士雄       | 坂井哲四郎       |             |                     |  |
|      | 菅原 敏夫       | 小杉 明        | 杉山日出男       | 杉山日出男       | 齋藤 武司       | 坂井哲四郎       | 齋藤 武司       |             |                     |  |
|      | 杉山日出男       | 後藤 純        | 関口 洋一       | 関口 洋一       | 杉山日出男       | 齋藤 武司       | 築根 照英       |             |                     |  |
|      | 関口 洋一       | 神部 欣也       | 米村 伸二       | 高畠貴賀志       | 寺本 昭二       | 清水 等        | 寺本 昭二       |             |                     |  |
|      | 高橋 健爾       | 杉山日出男       | 寺本 昭二       | 寺本 昭二       | 貫 和之        | 杉山日出男       | 貫 和之        |             |                     |  |
|      | 高橋 毅        | 関口 洋一       | 林 茂         | 鷺山 雄二       | 野口 等        | 寺本 昭二       | 野口 等        |             |                     |  |
|      | 武内 壽一       | 高橋 健爾       | 福井 宏        | 貫 和之        | 平田 公典       | 貫 和之        | 平田 公典       |             |                     |  |
|      | 生津 嘉朗       | 田代 茂喜       | 平田 公典       | 平田 公典       | 廣瀬 薫        | 野口 等        | 廣瀬 薫        |             |                     |  |
|      | 林 茂         | 寺本 昭二       | 野口 等        | 廣瀬 薫        | 本多 千元       | 平田 公典       | 本多 千元       |             |                     |  |
|      | 松井 光瑤       | 林 茂         | 松井 光瑤       | 福井 宏        | 松木 三男       | 廣瀬 薫        | 宮田 敏宥       |             |                     |  |
|      | 松木 三男       | 福井 宏        | 松木 三男       | 松木 三男       | 宮本 一光       | 本多 千元       | 山口 茂        |             |                     |  |
|      | 水谷 信        | 松井 光瑤       | 宮本 一光       | 宮本 一光       | 山田 孝雄       | 宮本 一光       | 山田 孝雄       |             |                     |  |
|      | 山口 利隆       | 松木 三男       | 山崎 周二       | 山崎 周二       | 米村 伸二       | 山口 茂        |             |             |                     |  |
|      | 山田 孝雄       | 山崎 周二       | 山田 孝雄       | 山田 孝雄       | 鷺山 雄二       | 山田 孝雄       |             |             |                     |  |
|      | 山本 佳彦       | 山田 孝雄       |             | 米村 伸二       |             |             |             |             |                     |  |
| 監事   | 小西 敏之       | 小西 敏之       | 小西 敏之       | 小西 敏之       | 小西 敏之       | 小西 敏之       | 小西 敏之       | 小西 敏之       | 小西 敏之               |  |
|      | 刈屋 明        | 宮坂 初男       | 宮坂 初男       | 宮坂 初男       | 堀江 康雄       | 堀江 康雄       | 堀江 康雄       | 堀江 康雄       | 堀江 康雄               |  |

## (2) 緑の安全管理士会

### 1) 緑の安全管理士会役員一覧表（平成 18 ～ 27 年度）

| 平成年月     | 18.6 ～ 19.5 | 19.6 ～ 20.5 | 20.6 ～ 21.5 | 21.6 ～ 22.5 | 22.6 ～ 23.5 | 23.6 ～ 24.5 | 24.6 ～ 25.5 | 25.6 ～ 26.5 | 26.6 ～ 27.5 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 会 長      | 望田 明利       | 筒井 孝宣       | 筒井 孝宣       | 筒井 孝宣       | 筒井 孝宣       | 筒井 孝宣       | 筒井 孝宣       | 筒井 孝宣       | 水流 昇        |
| 副 会 長    | 筒井 孝宣       | 水流 昇        | 水流 昇        | 水流 昇        | 水流 昇        | 水流 昇        | 水流 昇        | 水流 昇        | 舟山 茂        |
| 副 会 長    | 水流 昇        |             |             |             |             |             |             |             |             |
| 北海道支部    |             |             |             |             |             |             |             |             |             |
| 支 部 長    | 山本 晃男       | 弓削 知憲       | 弓削 知憲       | 弓削 知憲       | 弓削 知憲       | 弓削 知憲       | 弓削 知憲       | 弓削 知憲       | 弓削 知憲       |
| 副 支 部 長  | 廣田 宣久       | 廣田 宣久       | 廣田 宣久       | 廣田 宣久       | 関 澄之        | 関 澄之        | 関 澄之        | 関 澄之        | 関 澄之        |
| 副 支 部 長  | 関 澄之        | 関 澄之        | 関 澄之        | 関 澄之        | 篠原 友行       | 篠原 友行       | 篠原 友行       | 篠原 友行       | 篠原 友行       |
| 東北支部     |             |             |             |             |             |             |             |             |             |
| 支 部 長    | 太田 博        | 太田 博        | 太田 博        | 太田 博        | 太田 博        | 太田 博        | 太田 博        | 太田 博        | 平尾 明        |
| 副 支 部 長  | 近藤 政行       | 近藤 政行       | 近藤 政行       | 近藤 政行       | 近藤 政行       | 近藤 政行       | 近藤 政行       | 正木 吉範       | 正木 吉範       |
| 副 支 部 長  | 佐藤喜子雄       | 佐藤喜子雄       | 佐藤喜子雄       |             | 正木 吉範       | 正木 吉範       | 正木 吉範       |             |             |
| 関東・甲信越支部 |             |             |             |             |             |             |             |             |             |
| 支 部 長    | 筒井 孝宣       | 筒井 孝宣       | 筒井 孝宣       | 筒井 孝宣       | 筒井 孝宣       | 筒井 孝宣       | 筒井 孝宣       | 筒井 孝宣       | 舟山 茂        |
| 副 支 部 長  | 平林 征男       | 平林 征男       | 平林 征男       | 平林 征男       | 舟山 茂        | 舟山 茂        | 舟山 茂        | 舟山 茂        | 大島 英樹       |
| 副 支 部 長  | 舟山 茂        | 舟山 茂        | 舟山 茂        | 舟山 茂        |             |             |             |             |             |
| 東海・北陸支部  |             |             |             |             |             |             |             |             |             |
| 支 部 長    | 牧 孝治        | 牧 孝治        | 牧 孝治        | 園部 綱雄       | 園部 綱雄       | 園部 綱雄       | 三島 公明       | 三島 公明       | 三島 公明       |
| 副 支 部 長  | 園部 綱雄       | 園部 綱雄       | 園部 綱雄       | 三島 公明       | 三島 公明       | 三島 公明       | 大石 浩        | 大石 浩        | 大石 浩        |
| 副 支 部 長  | 三島 公明       | 三島 公明       | 三島 公明       |             |             |             |             |             |             |
| 近畿支部     |             |             |             |             |             |             |             |             |             |
| 支 部 長    | 奥西 正夫       | 奥西 正夫       | 奥西 正夫       | 奥西 正夫       | 奥西 正夫       | 奥西 正夫       | 奥西 正夫       | 奥西 正夫       | 上尾 正美       |
| 副 支 部 長  | 澤田 清        | 澤田 清        | 澤田 清        | 澤田 清        | 紀平 茂男       | 紀平 茂男       | 紀平 茂男       | 紀平 茂男       | 紀平 茂男       |
| 副 支 部 長  | 紀平 茂男       | 紀平 茂男       | 紀平 茂男       | 紀平 茂男       | 大島 英樹       | 大島 英樹       | 大島 英樹       | 大島 英樹       | 宮本 淳        |
| 副 支 部 長  | 大島 英樹       | 大島 英樹       | 大島 英樹       | 大島 英樹       |             |             |             |             |             |
| 中国・四国支部  |             |             |             |             |             |             |             |             |             |
| 支 部 長    | 小郷 巧        | 小郷 巧        | 小郷 巧        | 小郷 巧        | 小郷 巧        | 小郷 巧        | 小郷 巧        | 小郷 巧        | 小郷 巧        |
| 副 支 部 長  | 佐川 盛弘       | 一二三満男       | 一二三満男       | 西原 浩彦       | 西原 浩彦       | 西原 浩彦       | 西原 浩彦       | 神庭 圭一       | 田頭 正之       |
| 副 支 部 長  | 一二三満男       |             | 西原 浩彦       | 神庭 圭一       | 神庭 圭一       | 神庭 圭一       | 神庭 圭一       |             |             |
| 九州・沖縄支部  |             |             |             |             |             |             |             |             |             |
| 支 部 長    | 水流 昇        | 水流 昇        | 水流 昇        | 水流 昇        | 水流 昇        | 水流 昇        | 水流 昇        | 水流 昇        | 水流 昇        |
| 副 支 部 長  | 吉見 哲郎       | 吉見 哲郎       | 吉見 哲郎       | 吉見 哲郎       | 吉見 哲郎       | 吉見 哲郎       | 吉見 哲郎       | 吉見 哲郎       | 吉見 哲郎       |
| 副 支 部 長  | 和田 伸幸       | 和田 伸幸       | 和田 伸幸       | 和田 伸幸       | 藤田 昇二       | 藤田 昇二       | 藤田 昇二       | 藤田 昇二       | 竹井 嘉浩       |



## 2)「緑の安全管理士」県別、資格取得者（平成 18 ～ 27 年度）

| 県別    | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 北 海 道 | 233     | 246     | 226     | 226     | 224     | 230     | 234     | 222     | 228     | 236     |
| 青 森   | 31      | 33      | 43      | 44      | 47      | 50      | 51      | 49      | 51      | 49      |
| 岩 手   | 36      | 33      | 31      | 31      | 33      | 37      | 40      | 40      | 43      | 46      |
| 宮 城   | 133     | 134     | 126     | 127     | 134     | 137     | 139     | 133     | 128     | 135     |
| 秋 田   | 37      | 40      | 35      | 40      | 43      | 45      | 46      | 49      | 49      | 55      |
| 山 形   | 42      | 39      | 38      | 38      | 38      | 41      | 41      | 38      | 39      | 38      |
| 福 島   | 30      | 30      | 23      | 25      | 22      | 22      | 19      | 20      | 19      | 21      |
| 茨 城   | 94      | 88      | 79      | 90      | 94      | 90      | 88      | 87      | 91      | 107     |
| 栃 木   | 30      | 30      | 24      | 24      | 24      | 24      | 26      | 25      | 27      | 26      |
| 群 馬   | 36      | 39      | 40      | 39      | 36      | 36      | 35      | 41      | 30      | 28      |
| 埼 玉   | 82      | 82      | 81      | 91      | 96      | 94      | 99      | 103     | 102     | 99      |
| 千 葉   | 114     | 118     | 109     | 100     | 90      | 87      | 87      | 87      | 84      | 78      |
| 東 京   | 460     | 488     | 474     | 473     | 492     | 508     | 539     | 554     | 582     | 572     |
| 神 奈 川 | 106     | 111     | 103     | 115     | 109     | 108     | 109     | 101     | 102     | 93      |
| 山 梨   | 26      | 25      | 21      | 24      | 22      | 23      | 26      | 24      | 21      | 23      |
| 長 野   | 57      | 57      | 61      | 58      | 55      | 63      | 64      | 66      | 73      | 77      |
| 新 潟   | 59      | 64      | 65      | 59      | 62      | 64      | 58      | 55      | 60      | 63      |
| 静 岡   | 167     | 163     | 149     | 136     | 133     | 132     | 128     | 127     | 121     | 126     |
| 富 山   | 33      | 32      | 31      | 32      | 34      | 32      | 33      | 34      | 36      | 33      |
| 石 川   | 23      | 21      | 20      | 15      | 12      | 14      | 16      | 14      | 15      | 18      |
| 福 井   | 8       | 8       | 9       | 13      | 11      | 11      | 9       | 8       | 7       | 10      |
| 愛 知   | 146     | 147     | 148     | 140     | 147     | 149     | 150     | 146     | 144     | 150     |
| 岐 阜   | 25      | 27      | 25      | 27      | 32      | 33      | 32      | 32      | 30      | 30      |
| 三 重   | 38      | 39      | 38      | 37      | 38      | 36      | 37      | 32      | 33      | 31      |
| 滋 賀   | 18      | 21      | 26      | 21      | 19      | 20      | 21      | 20      | 20      | 22      |
| 京 都   | 15      | 19      | 18      | 17      | 18      | 17      | 11      | 9       | 9       | 6       |
| 大 阪   | 183     | 189     | 170     | 178     | 163     | 163     | 181     | 182     | 178     | 173     |
| 兵 庫   | 39      | 39      | 42      | 37      | 43      | 39      | 40      | 36      | 37      | 43      |
| 奈 良   | 3       | 5       | 3       | 3       | 3       | 5       | 5       | 6       | 8       | 7       |
| 和 歌 山 | 9       | 9       | 9       | 9       | 7       | 9       | 10      | 12      | 13      | 15      |
| 鳥 取   | 24      | 26      | 23      | 19      | 22      | 25      | 23      | 19      | 22      | 24      |
| 鳥 根   | 15      | 16      | 16      | 13      | 13      | 11      | 13      | 14      | 13      | 11      |
| 岡 山   | 54      | 58      | 60      | 60      | 62      | 65      | 62      | 59      | 61      | 63      |
| 広 島   | 81      | 85      | 71      | 55      | 55      | 54      | 48      | 53      | 53      | 51      |
| 山 口   | 26      | 23      | 19      | 18      | 18      | 17      | 18      | 14      | 15      | 12      |
| 徳 島   | 12      | 11      | 12      | 13      | 15      | 14      | 13      | 15      | 14      | 10      |
| 香 川   | 22      | 20      | 14      | 15      | 17      | 20      | 20      | 19      | 20      | 20      |
| 愛 媛   | 30      | 30      | 24      | 21      | 20      | 20      | 21      | 19      | 16      | 19      |
| 高 知   | 19      | 18      | 14      | 17      | 19      | 19      | 20      | 16      | 14      | 12      |
| 福 岡   | 139     | 145     | 135     | 138     | 135     | 131     | 127     | 119     | 116     | 113     |
| 佐 賀   | 14      | 15      | 15      | 15      | 14      | 14      | 14      | 15      | 15      | 12      |
| 長 崎   | 16      | 17      | 16      | 16      | 14      | 14      | 11      | 10      | 8       | 7       |
| 熊 本   | 35      | 42      | 39      | 45      | 42      | 43      | 43      | 45      | 44      | 48      |
| 大 分   | 7       | 7       | 6       | 8       | 9       | 8       | 8       | 8       | 10      | 9       |
| 宮 崎   | 8       | 9       | 9       | 7       | 7       | 7       | 8       | 8       | 9       | 9       |
| 鹿 児 島 | 47      | 43      | 43      | 43      | 43      | 45      | 39      | 44      | 42      | 48      |
| 沖 縄   | 1       | 1       | 2       | 2       | 3       | 3       | 4       | 4       | 4       | 3       |
| 合 計   | 2,863   | 2,942   | 2,785   | 2,774   | 2,789   | 2,829   | 2,866   | 2,833   | 2,856   | 2,881   |

### (3) 行政動向（通知等）

#### 【平成 18 年度】

- ▶ **非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について**  
(18 消安第 1212 号、平成 18 年 4 月 28 日) 農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長
- ▶ **平成 16 年度及び平成 18 年度食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）の調査点検結果について**  
(17 消安第 8114 号、平成 18 年 5 月 8 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ **「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件」について**  
(18 消安第 5462 号、平成 18 年 8 月 29 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ **住宅地等における農薬使用について**  
(18 消安第 11607 号、平成 19 年 1 月 31 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ **農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について**  
(18 消安第 14701 号、平成 19 年 3 月 28 日) 農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長

#### 【平成 19 年度】

- ▶ **独立行政法人農薬検査所の統合に伴う農薬関連通知の整備について**  
(18 消安第 15020 号、平成 19 年 4 月 2 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ **平成 19 年度農業技術の基本指針について**  
(18 企第 393 号、平成 19 年 4 月 26 日) 農林水産省大臣官房技術総括審議官
- ▶ **有機農業の推進に関する基本的な方針について**  
(19 生産第 823 号、平成 19 年 4 月 27 日) 農林水産省生産局長
- ▶ **平成 19 年度農薬危害防止運動の実施について**  
(19 消安第 2200 号、平成 19 年 5 月 29 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ **食品中の残留農薬等の検査結果について**  
(19 消安第 9509 号、平成 19 年 10 月 25 日) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

#### 【平成 20 年度】

- ▶ **平成 20 年度農薬危害防止運動の実施について**  
(20 消安第 1170 号、平成 20 年 5 月 26 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ **「平成 17 年度及び平成 18 年度食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）」及び「平成 18 年度国内農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査」の調査点検結果について**  
(20 消安第 1431 号、平成 20 年 6 月 13 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ **試験研究の目的で農薬を使用等する場合の留意事項について**  
(20 消安第 7237 号、平成 20 年 10 月 3 日) 農林水産省消費・安全局長

- ▶ 「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件」について  
(20 消安第 8101 号、平成 20 年 11 月 13 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ 農薬の適正な使用及び販売に関する留意事項について  
(20 消安第 9953 号、平成 21 年 1 月 8 日) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
- ▶ 特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について  
(20 消安第 11885 号、環水大土発第 090302001 号、平成 21 年 3 月 2 日) 農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長
- ▶ 「平成 19 年度食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）」及び「平成 19 年度国内農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査」の調査点検結果について  
(20 消安第 12012 号、平成 21 年 3 月 31 日) 農林水産省消費・安全局長

## 【平成 21 年度】

- ▶ 平成 21 年度農薬危害防止運動の実施について  
(21 消安第 1135 号、平成 21 年 5 月 26 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ 特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針の一部改正について  
(21 消安第 2712 号、環水土発第 090713001 号、平成 21 年 7 月 13 日) 農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長
- ▶ 花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について  
(事務連絡、平成 21 年 7 月 30 日) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長
- ▶ 除草剤の田植同時処理への適用拡大について  
(事務連絡、平成 21 年 8 月 21 日) 農林水産省農薬対策室
- ▶ 特定防除資材（特定農薬）の指定に関する資料を提供する際の資料概要の様式及び記入例について  
(21 消安第 8305 号、環水土発第 091105001 号、平成 21 年 11 月 5 日) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長
- ▶ 平成 22 年度農業技術の基本指針について  
(21 政第 175 号、平成 22 年 2 月 26 日) 農林水産省大臣官房技術総括審議官

## 【平成 22 年度】

- ▶ 農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令について（通知）  
(22 消安第 38 号、平成 22 年 4 月 5 日) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
- ▶ 「平成 20 年度食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）」及び「平成 20 年度国内農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査」の調査点検結果について  
(21 消安第 12609 号、平成 22 年 4 月 12 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインの策定及び普及について  
(22 生産第 479 号、平成 22 年 4 月 21 日) 農林水産省生産局長

- ▶ **農薬飛散リスクを低減するための「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」について**  
(環水大土発第 100531002 号、平成 22 年 5 月 31 日) 環境省水・大気環境局長
- ▶ **特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材に関する指導について**  
(22 消安第 8102 号、平成 23 年 2 月 4 日) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
- ▶ **特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について**  
(22 消安第 8101 号、環水大土発第 110204001 号、平成 23 年 2 月 4 日) 農林水産省消費・安全局長、  
環境省水・大気環境局長
- ▶ **平成 23 年度農業技術の基本指針について**  
(22 政第 163 号、平成 23 年 2 月 25 日) 農林水産省大臣官房技術総括審議官
- ▶ **農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインの改定について**  
(22 生産第 11162 号、平成 23 年 3 月 31 日) 農林水産省生産局長

## 【平成 23 年度】

- ▶ **「平成 21 年度食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）」及び「平成 21 年度国内農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査」の調査点検結果について**  
(22 消安第 10018 号、平成 23 年 4 月 20 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ **農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規程の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令について**  
(23 消安第 710 号、平成 23 年 4 月 26 日) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
- ▶ **遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 10 条第 1 項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合の取扱いについて**  
(23 消安第 835 号、平成 23 年 5 月 2 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ **平成 23 年度農薬危害防止運動の実施について**  
(23 消安第 1269 号、平成 23 年 5 月 27 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ **農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインの改定について**  
(23 生産第 2400 号、平成 23 年 6 月 30 日) 農林水産省生産局長
- ▶ **農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインの改定について**  
(23 生産第 3486 号、平成 23 年 8 月 4 日) 農林水産省生産局長
- ▶ **「農薬を使用する者に対する農薬使用計画書の提出依頼について」の一部改正について**  
(23 消安第 2935 号、平成 23 年 9 月 1 日) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
- ▶ **販売禁止農薬等の回収について**  
(23 消安第 4597 号、平成 23 年 12 月 13 日) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
- ▶ **ゴルフ場における農薬使用者の農薬使用計画書の公表について**  
(23 消安第 4983 号、平成 24 年 2 月 8 日) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

- ▶ **農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令について（通知）**  
（23 消安第 6591 号、平成 24 年 3 月 30 日）農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

## 【平成 24 年度】

- ▶ **平成 24 年度農業技術の基本指針について**  
（23 政第 209 号、平成 24 年 5 月 11 日）農林水産省大臣官房生産振興審議官
- ▶ **「平成 22 年度食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）」及び「平成 22 年度国内農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査」の調査点検結果について**  
（24 消安第 1611 号、平成 24 年 7 月 31 日）農林水産省消費・安全局長

## 【平成 25 年度】

- ▶ **住宅地等における農薬使用について**  
（25 消安第 175 号、平成 25 年 4 月 26 日）農林水産省消費・安全局長
- ▶ **平成 25 年度農薬危害防止運動の実施について**  
（25 消安第 415 号、平成 25 年 5 月 2 日）農林水産省消費・安全局長
- ▶ **「平成 23 年度食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）」及び「平成 23 年度国内農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査」の調査点検結果について**  
（25 消安第 1669 号、平成 25 年 7 月 11 日）農林水産省消費・安全局長
- ▶ **農業技術の基本指針（平成 26 年改定）について**  
（25 政第 244 号、平成 26 年 3 月 27 日）農林水産省技術総括審議官
- ▶ **特定農薬（特定防除資材）として指定された（天敵を除く。）の留意事項について**  
（25 消安第 5776 号、環水大土発第 1403281 号、平成 26 年 3 月 28 日）農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長
- ▶ **特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について**  
（25 消安第 5777 号、環水大土発第 1403282 号、平成 26 年 3 月 28 日）農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長
- ▶ **特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材に関する指導について**  
（26 消安第 5954 号、平成 26 年 3 月 28 日）農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
- ▶ **特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材について**  
（25 消安第 5778 号、環水大土発第 1403283 号、平成 26 年 3 月 28 日）農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長

## 【平成 26 年度】

- ▶ **平成 26 年度農薬危害防止運動の実施について**  
（26 消安第 185 号、平成 26 年 4 月 25 日）農林水産省消費・安全局長
- ▶ **有機農業の推進に関する基本的な方針について**  
（26 生産第 405 号、平成 26 年 4 月 28 日）農林水産省生産局長



- ▶ 「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」改訂版及び優良事例集の発送について  
(事務連絡、平成 26 年 5 月 30 日) 環境省水・大気環境局 土壤環境課農薬環境管理室
- ▶ 「平成 24 年度食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）」及び「平成 24 年度国内農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査」の調査点検結果について  
(26 消安第 2342 号、平成 26 年 8 月 5 日) 農林水産省消費・安全局長
- ▶ 短期暴露評価により変更される農薬の使用方法的周知等について  
(26 消安第 2882 号、平成 26 年 9 月 10 日) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長
- ▶ 短期暴露評価により変更される農薬の使用方法的周知等について (26 消安第 2882 号、平成 26 年 9 月 10 日) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長通知 の一部改正について  
(26 消安第 3687 号、平成 26 年 11 月 5 日) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、同局植物防疫課長

#### 【平成 27 年度】

- ▶ 「平成 25 年度食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）」及び「平成 25 年度国内農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査」の調査点検結果について  
(26 消安第 6634 号、平成 27 年 4 月 2 日) 農林水産省消費・安全局長

## あとがき

「緑の安全推進協会」が社団法人、その後に公益社団法人となり、今年 2015 年には創立 20 周年を迎えます。運営委員会（委員長 藤井常宏）では、「10 年のあゆみ」に続く記念誌「20 年のあゆみ」を発行し、10 年間の記録を残すことを決め、直ちに編集委員会を設置し、漸く刊行に漕ぎつけました。短い期間での締切にもかかわらず、快く寄稿して頂いた皆様には心より感謝申し上げます。

最近の 10 年間を振り返りますと、将に激動の時でした。ポジティブリスト制度施行に始まり、住宅地等における農薬使用についての通知、公園・街路樹等害虫・雑草管理マニュアルの発行とその改訂、更には短期暴露評価の導入等々と続きました。即ち農薬使用現場への的確且つタイムリーな情報提供を継続的に行うことが必要となっているのです。

当協会の主要事業である「緑の安全管理士」認定・更新、研修会開催、講師派遣、電話相談、更には啓発資料の提供等、が益々と重要になっていると考えています。関係諸氏が築かれた基盤を生かしながら、限られた事務局員と支えてくださる各委員会や部会の皆様が一体となって取り組んだ結果であると考えています。今後とも皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

平成 27 年 6 月吉日 （事務局一同）

---

発 行 日 平成 27 年 6 月

編集発行人 吉村 正機

発 行 公益社団法人 緑の安全推進協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4

(全農薬ビル)

TEL. 03-5209-2511 FAX. 03-5209-2513

ホームページ . <http://www.midori-kyokai.com>

---